

第 4 7 5 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 9 年 9 月 1 日（金）
午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 9 年 9 月 1 日、第 4 7 5 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	松 岡 秀 人	8 番	山 口 純
2 番	柴 田 幹 夫	9 番	牛 尾 雅 一
3 番	三 輪 一 朝	1 0 番	富 田 昭 市
4 番	北 山 孝 彦	1 1 番	小 林 博
5 番	前 川 裕 量	1 2 番	石 野 光 市
6 番	河 嶋 重 一 郎	1 3 番	城 谷 英 之
7 番	木 村 い づ み	1 4 番	高 井 國 年

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋 本 省 三	副 町 長	尾 崎 吉 晴
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	村 上 修
公 営 企 業 参 事	近 藤 博 之	会 計 管 理 者	木 村 千 晴
総 務 課 長	山 下 健 介	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	尾 崎 俊 也	地 域 振 興 課 長	松 田 清 彦
住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和	健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ ぐ り 課 長	福 永 聡
社 会 教 育 課 長	大 塚 久 典	学 校 教 育 課 長	岩 木 秀 人

代 表 監 査 委 員 鳥 岡 照 義

1. 議事日程

第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

第 2 会 期 の 決 定

第 3 諸 報 告

第 4 報 告 第 6 号 第 2 8 期 株 式 会 社 も ち む ぎ 食 品 セ ン タ ー 決 算 報 告 に つ い て

第 5 報 告 第 7 号 平 成 2 8 年 度 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 の 報 告 に つ い て

第 6 議 案 第 5 2 号 人 権 擁 護 委 員 の 推 薦 に つ い て

第 7 議 案 第 5 3 号 平 成 2 8 年 度 福 崎 町 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 認 定 に つ い て

第 8 議 案 第 5 4 号 平 成 2 8 年 度 福 崎 町 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 認 定 に つ い て

第 9 議 案 第 5 5 号 平 成 2 8 年 度 福 崎 町 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 認 定 に つ い て

第 1 0 議 案 第 5 6 号 平 成 2 8 年 度 福 崎 町 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 認 定

- について
- 第 1 1 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 2 議案第 5 8 号 平成 2 8 年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 3 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度福崎町下水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 4 議案第 6 0 号 福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議案第 6 1 号 福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 6 議案第 6 2 号 福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 6 3 号 福崎町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 1 8 議案第 6 4 号 平成 2 9 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 9 議案第 6 5 号 平成 2 9 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 0 請願第 2 号 「共謀罪」を規定する「改正組織犯罪処罰法」の廃止を求める意見書の提出をもとめる請願
- 第 2 1 請願第 3 号 地域建設産業の再生に関する請願について

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 6 号 第 2 8 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
- 第 5 報告第 7 号 平成 2 8 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 議案第 5 2 号 人権擁護委員の推薦について
- 第 7 議案第 5 3 号 平成 2 8 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第 5 4 号 平成 2 8 年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第 5 5 号 平成 2 8 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 0 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 1 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 2 議案第 5 8 号 平成 2 8 年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 3 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度福崎町下水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 4 議案第 6 0 号 福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議案第 6 1 号 福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 6 議案第 6 2 号 福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 6 3 号 福崎町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 1 8 議案第 6 4 号 平成 2 9 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について

- 第19 議案第65号 平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 請願第2号 「共謀罪」を規定する「改正組織犯罪処罰法」の廃止を求める意見書の提出をもとめる請願
- 第21 請願第3号 地域建設産業の再生に関する請願について

1. 開会

議 長 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、早朝からご参集いただき、まことにありがとうございます。

第475回福崎町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

9月の声を聞き、夏の日差しも多少和らいできましたが、まだまだ残暑が厳しい中、皆様方におかれましては、ご健勝にてご参集賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第6号及び報告第7号の2件、議案第52号から議案第65号までの14件、請願第2号及び請願第3号の2件の合計18件であります。

いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。

よって、第475回福崎町議会定例会が成立したことを宣告をいたします。

また、総務課及び議会事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可しております。

ただ今から、第475回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事の日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。

3番、三輪議員
12番、石野議員

以上、両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

去る8月25日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様方のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から9月22日までの22日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から9月22日までの22日間といたします。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。
6月23日の第474回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動報告について、事務局に報告させます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

6月28日、29日、遠野市議会産業建設常任委員会が行政視察に来られました。

7月1日、田原小学校において、福崎町子ども球技大会が開催され、議長が挨拶を述べてまいりました。

7月10日、ホテル北野プラザ六甲荘において、兵庫県町議会議長会議長研究会及び評議員会議が行われ、議長が出席いたしました。

8月1日、田原小学校において、神崎郡人権教育研究大会が開催され、議長が出席いたしました。

8月2日、ホテル北野プラザ六甲荘において、議会広報研究会が開催され、議長ほか各委員が出席いたしました。

8月5日、エルデホールにおいて、第38回山桃忌が開催され、議長及び議員多数が出席いたしました。

8月19日、もちの木園において、ふれあい祭が開催され、議長が出席いたしました。

8月24日、香翠寮において、納涼盆踊り大会が開催され、議長が出席いたしました。

8月25日、エルデホールにおいて、「地方創生の課題と展望」についての講演会が開催され、議長及び議員多数が出席いたしました。

その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議 長 以上で、議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書及び陳情書が議長宛に提出されております。その写しを配付しております。

続いて、町長からの申し出により行政報告を行います。

副 町 長 各課からの行政報告をさせていただきます。

総務課です。

平成29年度職員採用試験の申し込み状況は、一般行政職は2人程度の採用予定に対して58人、保健師1人に対し2人、保育教諭は1人に対し10人の応募がありました。1次試験は今年17日の日曜日に神戸医療福祉大学で実施します。

次に、選挙管理事務についてですが、選挙人名簿の定時登録者数は9月1日の基準日現在、男子7,568人、女子8,259人、計1万5,827人となり、前回の6月基準日より4人の増となっています。

企画財政課です。

ふるさと納税に係る返礼品の見直しについて、総務省等からの要請を受け、返礼割合を3割以下にすることと、資産性の高い返礼品の廃止を11月の末日をもって見直しすることといたしました。

税務課です。

平成29年度町税等の納税通知書及び介護保険料納入通知書を6月16日に、後期高齢者医療保険料の納入通知書は7月14日に発送しました。

また、固定資産評価台帳の縦覧を4月1日から6月30日で行い、縦覧・閲覧件数は、法人13件、個人65件、計78件ありました。なお、評価額に対する異議申出はございませんでした。

また、滞納整理対策委員会では、債権管理条例に基づき、税・使用料等の債権管理台帳を作成し、情報の共有化を図るとともに、29年度徴収計画に基づき、関係課と連携しながら徴収に取り組んでまいります。

地域振興課です。

第44回福崎夏まつりは、8月9日に福崎東中学校校庭で実施しました。今年は天候にも恵まれ、早い時間帯から多くの人出があり、会場いっぱいの来場者でにぎわいました。総踊りでは、町内企業や各種団体に加えて、新たな事業所からも連を組んでいただき、大きな踊りの輪ができました。総踊りの後は、企業協賛による打ち上げ花火で、夏の夜の癒やしのひとときを楽しんでいただきました。町内の事業所を初め、協賛金をいただきました多くの方々にお礼を申し上げます。住民生活課です。

神崎郡消防操法大会が6月18日にさるびあドームにおいて開催され、自動車ポンプの部で新町分団が優勝、小型動力ポンプの部で大門分団が優勝、福田分団が準優勝というすばらしい成績をおさめました。

本年度の交通安全モデル地区に西谷自治会を指定し、7月15日に西谷区の大歳神社での交通安全祈願祭と交通パレードを行いました。

当面の行事予定については、秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日までの予定で実施されます。

健康福祉課です。

7月31日に第1回食育推進委員会を開催し、今年度事業についての説明や関係機関、関係団体の取り組み状況について、報告を行いました。子どもの肥満率は改善の傾向が見えるものの、依然高い傾向にあることから、引き続き学童肥満予防教室、ヘルシージャンプ教室を開催しています。参加しやすいよう、開催日を夏休み中に変更しました。また、11月の福崎秋まつりには、食育推進月間事業として、「キッチンスタジオ」や「ふるさと味自慢、食のコンテスト」などを実施します。

9月は老人福祉月間で、各自治会において毎年数々の敬老行事を行っていただいています。町でも4日に最高齢者宅を訪問し、祝福させていただきます。27日には、老人芸能慰安会を開き、大道芸、漫才、落語でお楽しみいただきます。

農林振興課です。

「もち麦を学ぶ、食べる、体験するイベント」として、今年度第1回目を8月19日、エルデホールで開催しました。兵庫県立大学の内平教授が、「もち麦で地域おこし」と題して講演され、当日は約50人の参加がありました。9月16日には、第2回目として、神戸医療福祉大学、豊山教授による、「もち麦は万能食材」と題して講演を予定しています。

ため池の持つ貯水機能や生物生息など、多面的な役割について学ぶ「ため池教室」を、9月29日に田原地区、10月12日に高岡地区で、地元の協力を得ながら開催いたします。

兵庫県は荒廃が進む里山を災害から守るため、「里山防災林整備事業」を八千種地区で進めており、各地区において事業の説明会を開催しました。今年度は測

量調査を行い、来年度、施工する計画書を策定します。

まちづくり課です。

最近、相談が増加している太陽光発電施設については、開発等調整条例に基づき、適正な指導をします。

地域連携サポートプランに基づく近畿運輸局との協議と並行して、地域公共交通網形成計画の策定を進め、さらに福崎町土地利用計画に基づく特別指定区域の見直しを進めます。

8月18日の豪雨による道路への土砂流出等の災害復旧を進めるとともに、イマ谷池下流水路の町整備区間工事完了までの間の安全対策を進めます。

上下水道課です。

上下水道事業審議会は、8月28日に第5回の審議会を開催しました。下水道使用料及び農業集落排水施設使用料のあり方などについての審議をお願いしており、今年度で一定の方向性を答申していただく予定です。

また、上下水道事業とも福崎駅周辺整備にあわせて、新設管の敷設工事を進めています。

学校教育課です。

学校施設等長寿命化計画策定に係る調査業務委託について、町内の小学校4校、中学校2校の建物の現状について、夏休み中に現地調査及び聞き取り調査を実施しました。

外国語指導助手として来ていただいていたアメリカのキャスリン・ムラタさんが、2年間の勤務を満了し、後任として、アメリカからパヴィン・マシューさんが着任しました。

中学校の体育大会を9月16日に、認定こども園と小学校の合同運動会を9月23日に、それぞれ小中学校で開催します。

社会教育課です。

福崎町子ども会球技大会が、7月2日に田原小学校で開催されました。多くの応援の中で熱戦が繰り広げられ、ソフトボールは辻川子ども会が優勝、田尻子ども会が準優勝に、また、バレーボールは山崎子ども会が優勝、駅前子ども会が準優勝に輝きました。これらの4チームは、7月15日に行われた神崎郡大会に出場し、ソフトボールで辻川子ども会が優勝の栄冠を手に入れました。

平成26年度から取り組んでおります柳田國男検定を今年も実施し、多くの人に柳田國男を学んでいただく機会を提供できました。

自治会ソフトボール大会は、8月17日から6日間の熱戦が繰り広げられ、優勝は福田自治会、準優勝は余田自治会で幕を閉じました。

図書館では、恒例の行事となりましたキャンドルナイトを9月15日の夕暮れから開催いたします。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長 次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第6号、第28期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてから、請願第3号、地域建設産業の再生に関する請願についてまでの18件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 皆様おはようございます。

第475回定例議会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

平成29年9月議会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日から9月に入り、学校では新学期を迎えています。まだまだ残暑が続いていますが、8月上旬の猛暑に比べれば、少しは過ごしやすくなった感があります。

本日、9月1日は防災の日であり、9月は敬老月間でもあります。各集落においても敬老会等の行事も予定されていると思います。

ことしの夏は全国各地で観測記録を塗りかえる豪雨があり、大きな災害が発生しています。7月5日の九州北部豪雨では1時間に100ミリを超える大雨により30人以上の方が犠牲になりました。それ以降も秋田県や新潟県で大雨の被害が伝えられています。

また、8月18日の未明からの豪雨では、播但連絡道路の土砂崩れなど、近隣市町で大きな被害がありました。本町でも、床下浸水、土木、農地・農業用施設災害などの被害がありました。被害にあわれた皆様にお見舞いを申し上げます。

通常のインフラ整備では追いつくことはできないほどの近年の豪雨ですが、少しでも被害が小さくなるよう努めてまいります。

さて、今まさに、平和が脅かされる事態が発生しています。

平和は、私たちが自由で平等の暮らしができる基礎となるものです。その平和が1国の横暴な振る舞いにより不測の事態がいつ起きてもおかしくない状況となっています。北朝鮮が、今年に入り弾道ミサイルの発射実験を繰り返す中、国連安全保障理事会では、新たな制裁決議が採択されました。そのような中で、今週火曜日に日本の上空を通過する弾道ミサイルの発射実験が予告もなく実施されました。安倍首相は「国民の命をしっかりと守っていくために万全を期す」とコメントしましたが、このような国と一体どうすれば平和解決できるのか、非常に難しい対応が迫られています。

さて、森友学園、加計学園問題により安倍内閣は支持率が悪化するなど政局にも変化が起きつつありますが、いよいよ来年度予算に向けたサマーシーリングの時期を迎えます。

国においては平成30年度予算の概算要求額は、4年連続して100兆円を超える見通しとなっています。医療や介護といった社会保障費が30兆円を超えますが、国債の元利支払いは金融緩和で少しは負担が軽くなる見通しです。各省庁から提出される概算要求は8月末に締め切られ、間もなく予算査定の時期となります。

兵庫県では、サマーシーリングにあわせて、各部から要求が出てまいります。最終2カ年となる兵庫県の行政改革は、平成30年度予算で行政施策を「選択と集中」により徹底して見直し、プライマリーバランスの均衡を図ることとしています。行政部門の職員数も平成20年度から30年度で30%の削減としています。

福崎町としましても、第5次総合計画に基づき、人口維持と地方創生を目指した総合戦略の実現に向けた予算編成の準備を進めなければなりません。まずは間もなく上半期が終ろうとしている平成29年度各課の重点事項の進捗状況を報告いたします。

総務課につきましては、各集落に出向き直接住民から意見をいただく行政懇談会を、昨年引き続き実施し、8月末までに計18地区で開催いたしました。懇談会では地域の意見や要望が具体的に示され、きめ細かい行政を推進する上で役立っています。

今年度の女性委員会はテーマを「防災」としてワークショップを進めています。また、女性の持つ豊かな感性や生活体験を通じた率直な意見をいただくため、私との意見交換会も開催しているところであります。

おもてなしの心で来庁者に応対ができるようマニュアルを作成し、職員の接客力アップに努めています。

また、8月25日には郡区長会研修に係長以上の職員を出席させ、総務省から講師をお招きし、「地域創生の展望」をテーマに研修会を開催しました。

東日本大震災で大きな被害を受けた宮城県山元町への職員派遣は、8月末で5カ月の派遣期間が過ぎました。11月には山元町で開催される、「ふれあい産業祭」に福崎町も参加し、特産品の提供、販売等を行います。

庁舎空調設備につきましては、冬季に間に合うよう工事を進めているところがあります。

企画財政課につきましては、平成28年度に採択いただいた地方創生推進交付金の2年目として、昨年から引き続き、JR福崎駅から辻川界隈への人の流れをつくるための、地方創生まちづくり計画の策定に向けて作業を進めています。

また、県のふるさと創生推進事業も活用しながら進めている観光用妖怪ベンチの製作に着手するなど、福崎町の創生に関する取り組みを進めています。

第5次行政改革については、初年度である平成28年度の取り組み事業の進捗について取りまとめを行っているところです。今年度も、平成30年4月に向けた給食センター業務の民間委託に取り組むなど、実施計画に沿った取り組みを進めています。

地方公会計の整備については、財政の透明性と健全化を図るため、福崎町の資産や負債などを表す開始時貸借対照表及び開始時固定資産台帳の作成に取り組み、平成29年度中の整備を目指しています。

税務課につきましては、課税客体の的確な把握を図るため、個人住民税、国民健康保険税では未申告者に申告を勧める催告状を送付したところ、来庁や電話による申告相談がありました。なお未申告の方に対しては、今後、再度の催告を行う予定です。

また、償却資産に係る固定資産税では税務調査を行いました。調査の結果、不適正と思われる申告の是正を指導していきます。

平成30年度からの個人住民税の特別徴収義務化に向けては、中播磨1市3町と県税事務所で構成する地域別会議により、地域を挙げて準備を進めています。

税の公平性の確保に向け財産調査・納税相談等を行い、滞納者の生活実態の把握に努めながら適切な滞納整理に努めています。債務承認・分納誓約などにより時効の中断を図りながら、差し押さえ・換価などの滞納処分を行うことにより収納率の向上に努めています。

また、滞納整理対策委員会においても、関係課と連携を図りながら、滞納整理に取り組んでいます。

地域振興課につきましては、自律（立）のまちづくり交付金事業では、全ての自治会の取り組みにより、参画と協働による地域の活性化を進めているところです。

商工業振興では、商工会との連携を密にし、なっ得商品券発行による地域の消費拡大や産業活性化緊急支援事業に取り組み、あわせて買い物利便性の低い地域に対する支援策の検討も進めています。

観光としては、柳田國男の著書にちなんだ妖怪をテーマとした造形コンテストの開催やカップの着ぐるみ、妖怪ベンチの設置など新聞やテレビを通じて、福崎町と柳田國男を全国に発信しています。

特産もち麦につきましては、兵庫県や商工会など関係団体と連携した産地振興を進めています。

消費生活では、町民の皆さんが安心して暮らせるよう、消費生活相談の充実を図るとともに積極的に出前講座にも出向き、消費者被害の防止に取り組んでいます。

住民生活課につきましては、町管理の防犯灯のLED化は、6月末に施工業者を決定し、9月中旬からの設置に向け機器調達などの準備をしているところです。

町営住宅駅前団地の実施設計業務は、6月初旬に施工業者を決定し、現在、地質調査などを実施しています。

カーブミラーの点検、台帳整備委託業務につきましては、入札を行い、委託業者を決定いたしました。

総合防災訓練は、10月29日に旧関西中小企業大学校隣接グラウンドで実施します。現在、関係機関と打ち合わせを行っているところです。

健康福祉課につきましては、巡回バス事業は、町民の日常生活の支援や福祉の向上のため、大型商業施設や医療機関が隣接する場所へバス停を新設する準備を進めており、10月1日から運行を開始します。

障害福祉事業では、第5期障害福祉計画の策定に当たり、各障害者団体等へヒアリングのスケジュール調整を行っています。

予防接種事業では、インフルエンザ感染による学級閉鎖等の対策、また子育て世代への経済的支援を目的に、1歳から中学3年生までを対象として予防接種費用の一部助成を実施するため、医師会との調整を行いました。10月からの実施に向け、教育委員会とも連携を進めているところです。

国民健康保険事業では、平成30年度県営化への円滑な移行を目指し、システム改修、運用テスト作業を実施しています。

介護保険事業では、4月に開始した総合事業は現行相当のサービスを設定したことで、訪問介護・通所介護利用者に大きな不安を与えることなく移行できました。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定については、8月10日にアンケート調査を締め切り、データ集計を行っているところです。

農林振興課につきましては、農業委員会は、7月20日から新農業委員会体制で業務を行っています。

8月末に農地パトロールを実施いたしました。この結果を受け、農地所有者等の意向調査や草刈り等の管理指導、担い手へのあっせんを行ってまいります。

30年産以降の米政策につきましては、国からの情報を習得次第農会長会において情報提供を行う予定です。

各集落において、地域の農業を地域の皆さんで考え、取り組んでいただく、人・農地プランの策定について、本年度は6集落で推進しています。

地域資源保全管理構想につきましては、取り組みすべき25集落、策定済が4集落、作成中が3集落で、その他の関係集落にも必要性を周知しているところです。

福崎町特産のもち麦につきましては、今年度はもち麦に係る五つのイベントを計画し、現在は、もち麦どんぶりコンテストを募集中です。

ため池整備事業につきましては、桜上池は、仮設工事中です。三谷池は今後のスケジュールと法手続に関する地元説明会を実施いたしました。

まちづくり課につきましては、福崎駅周辺整備事業では、町道福崎駅田原線の用地取得も完了に向けて交渉を続けているところです。

6月29日には道路整備工事の入札を実施し、駅南幹線のほか、街路整備等を進めています。

また、辻川界限におきましても、道路整備等の事業を県土地開発公社に委託し事業を進めています。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、現在42橋の点検を実施中で、七種橋につきましては橋梁補修工事の入札を行いました。

総合治水対策では、高岡・福田地区のイマ谷池下流水路整備工事の入札を実施いたしました。

空き家対策につきましても、区長会にお願いして29年度の空き家実態調査と、空き家バンクの活用促進のための取り組みを進めているところです。

上下水道課につきましては、水道事業では、安全で安心な水を安定して供給するために、施設の更新や耐震化に取り組んでいます。

大門石引線への配水管布設工事は8月末に完了いたしました。また、福崎工業団地配水池は、耐震性を高めるため改築更新に向けた詳細設計業務に取り組んでいるところです。

下水道事業では、汚水整備は福崎工業団地下水道舗装本復旧工事の入札を実施しました。コミュニティプラントの公共下水道への統合工事については詳細設計業務に取り組んでいます。

雨水整備では、川すそ雨水幹線工事の入札を実施しました。また、駅東雨水幹線工事につきましては、今月末に入札を予定しています。

公営企業会計に移行して2年目となる下水道事業会計の経営につきましては、安定した経営を持続できるよう検討を進めてまいります。

学校教育課につきましては、小中学校には、学校教育指導員、不登校指導員、学習支援員、介助員、スクールカウンセラーを引き続き配置し、さらに本年5月から福祉の視点でサポートするスクールソーシャルワーカーを新たに配置して、教育課題の解決に取り組んでいます。

新学習指導要領の平成32年度改訂に向けた対応として、中学校英語教師による小学生への英語授業の取り組みや、英会話活動団体の支援を得てスムーズな移行への準備を進めているところです。

また、2名のALTにより、本年4月から公立幼稚園でも英語活動をスタートし、本町の就学前教育の特色づくりも進めています。

遠野市との友好都市共同宣言による交流事業の一つとして、本町の児童生徒が遠野市へ訪問し子ども同士の交流を行い、両市町のきずなを深めようと考えています。その第一歩として、8月に遠野市を訪問し、愛知県大府市児童と遠野市の交流を視察いたしました。

社会教育課につきましては、スポーツ公園のテニスコートは、スポーツくじ助成事業の採択を受け、残り2面の改修費を追加し、今回、補正予算として計上しています。

第38回山桃忌は、「女性の目から見た柳田國男と民俗学」をテーマに開催しました。1日目の講演、シンポジウムでは、女性民俗学者からの報告で見識を深め、2日目は、淡路人形座の人形浄瑠璃を上演し、ほぼ満席となりました。

4月から大庄屋三木家の公開を始めました。夏の催しでは、住民の皆さんの手づくり風鈴約200点を展示した風鈴展、夏休みのふるさと学習に役立つ三木家住宅探検を実施し、多くの方に参加いただきました。

埋蔵文化財事業では、高岡・福田地区圃場整備事業北工区の分布調査は終了し、確認調査に入ります。

さて、今議会に提出した議案は報告2件、議案14件の計16件であります。

報告第6号、第28期株式会社もちむぎ食品センター決算報告については、平

成 28 年 4 月 1 日から、平成 29 年 3 月 31 日までの第 28 期の決算内容を報告するものであります。

報告第 7 号、平成 28 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成 28 年度健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものです。

議案第 52 号、人権擁護委員の推薦については、現委員、玉置明美さんが、平成 29 年 12 月 31 日をもって任期満了のため、さらに玉置さんを推薦することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第 53 号、平成 28 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 56 号、平成 28 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでは、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものであります。

議案第 57 号、平成 28 年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 59 号、平成 28 年度福崎町下水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでは、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものであります。

議案第 60 号、福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が一部改正され、個人情報の定義が明確化されたこと等に伴い、福崎町個人情報保護条例の一部を改正し、公布の日から施行するものであります。

議案第 61 号、福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、条例の引用条文がずれたことによる一部改正で、公布の日から施行するものです。

議案第 62 号、福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行規則の一部を改正する省令において、主任介護支援専門員の定義の改正が行われたため、条例の一部を改正するもので、公布の日から施行するものです。

議案第 63 号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行規則の改正により、新たに介護予防日常生活支援相互事業で行う介護予防ケアマネジメント事業が創設されたことから、それにかかる利用料を設定するため、福崎町手数料条例の一部を改正するもので、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものです。

議案第 64 号、平成 29 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ 7,380 万円を追加し、歳入歳出総額を 87 億 7,380 万円とするもので、主なものとして官民連携による地域活性化のための基盤推進調査費 1,200 万円、安全対策のための治山事業 498 万円、スポーツ公園のテニスコート整備 1,200 万円、体育館トレーニング機器購入 240 万円などを計上しています。また、債務負担行為の追加では、第 5 次行政改革の一環で、給食共同調理センター業務の一部である、調理及び配送業務について業務委託を実施するため、平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間の債務負担行為限度額 1 億 9,000 万円を計上し、給食共同調理センターの現職員の退職時期等を見据え、定数管理を維持しつつ、子ども・子育て、高齢者に対するサービスの向上を図ってまいります。

議案第 65 号、平成 29 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ 3,940 万円を追加し、歳入歳出

総額を17億3,900万円とするものです。主なものとして、前年度における介護保険給付費に係る国庫支出金、県負担金、支払基金交付金の精算返戻金5,043万円、長寿社会づくり事業200万円及び財政調整基金積立金1,303万円の減額であります。

以上、報告が2件、人事案件が1件、決算が7件、条例改正が4件、補正予算が2件の全16件となっています。

詳細説明は、副町長、公営企業参事ほか担当課長が行いますので、ご審議賜りご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。冒頭挨拶といたします。

議 長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。
これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

日程第4 報告第6号 第28期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について

議 長 日程第4、報告第6号、第28期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 報告第6号、第28期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、ご説明申し上げます。

株式会社もちむぎ食品センターは、本町が2分の1以上を出資している法人であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その決算及び事業計画について、報告させていただくものです。

まず、1ページの事業報告で概要を申し上げます。

第28期は、テレビ放映の影響により、もちむぎ精麦、もちむぎ麺の販売が好調で、事業実績として2億695万円を売り上げ、営業利益3,915万円、法人税等を差し引いた当期純利益は2,421万円を確保することができました。

売店部門や通信販売部門で、もちむぎ麺関連商品やもちむぎ精麦の売上が好調だったことにより、大きく売上が伸びています。

また、レストランのレイアウト変更やレジスターの入れかえ、袋詰め計量器の導入など、従業員への負担軽減や利用客拡大、生産時間短縮や作業効率化に努めました。

次に、決算報告として、4ページの損益計算書をごらんください。

売上高は、2億695万4,771円、売上原価は期首棚卸し高、商品仕入れ高、当期製品製造原価の合計から、期末棚卸し高を差し引いた1億37万961円で、差し引き売上総利益は、1億658万3,810円となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、5ページに内訳をお示ししておりますとおり、給料手当や販売促進費、支払手数料などの合計6,742万4,185円で、営業利益は3,915万9,625円となっています。

次の営業外収益は、普通預金などの受取利息と金融機関からの配当金、町からの補助金などの雑収入を加えた115万3,405円で、経常利益は4,031万3,030円、償却資産の特別償却に係る費用394万4,634円を特別損失として計上するほか、法人税等を差し引いた当期純利益は、2,421万2,260円となりました。

売上原価の7行目、当期製品製造原価8,973万2,519円の内訳を6ページ、製造原価報告書としてお示ししております。

材料費は、3,278万5,405円、労務費は、レストラン、売店、めん工場等に係る人件費で、2,720万6,105円、製造経費は、そうめん、精麦、カステラなどの外注加工費や水道光熱費、宅配便運賃や、商品シール代などの2,974万1,009円、総製造費用並びに当期製品製造原価は、同額の8,973万2,519円となりました。

次に、3ページにお戻りください。貸借対照表でございます。

まず、資産の部、流動資産は、現金及び預金から仮払金まで合わせて1億204万5,930円、固定資産は、有形固定資産、電話加入権、金融機関等への出資金で、346万7,896円、資産の部合計は1億551万3,826円で、前期と比較しますと、3,836万円増加しています。

内訳としましては、現金及び預金が4,139万円の増と、ふるさと割に係る町補助金の廃止に伴う未収金が700万円減っています。

負債の部では、流動負債が、買掛金から商品券までの3,454万7,807円、固定負債は、町からの借入金、1億200万円で、負債の部合計は1億3,654万7,807円です。

純資産の部は、資本金が3,000万円、利益剰余金は、繰越利益剰余金がマイナス6,103万3,981円で、純資産の部合計は、3,103万3,981円のマイナス、負債及び純資産の部合計は、1億551万3,826円という状況であります。

7ページの株主資産等変動計算書をごらんください。

貸借対照表の純資産の部において、第28期に変動があった項目をお示ししています。

変動額については、いずれも当期純利益2,421万2,260円によるものですが、繰越利益剰余金及び利益剰余金合計が期首残高マイナス8,524万6,241円から、期末残高マイナス6,103万3,981円に、株主資本合計及び純資産の部合計は、期首残高マイナス5,524万6,241円から、期末残高マイナス3,103万3,981円となっています。

また、8ページには、重要な会計方式に係る注記として、棚卸資産の評価方法や減価償却の方法、消費税の会計処理における採用方式を記述するとともに、株式の発行総数が600株であることをお示ししています。

また、9ページには、監査報告書を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、第29期実施計画について、11ページをごらんください。

第29期の売上高は、もちむぎ精麦の在庫不足に伴う売上減少を見込み、前期決算額から比較すると少なめの1億6,100万円とし、高齢化する職員の世代交代を図るための体制づくりを進めつつ、経常利益905万円を見込む計画としております。

以上、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長 説明の途中ですが、休憩をしたいと思います。

再開は10時40分にしたいと思います。15分間の休憩でよろしくお願いたします。

◇

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

◇

議 長 それでは、再開いたします。

日程第5 報告第7号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議 長 次、日程第5、報告第7号、平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第7号について、ご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成28年度決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して、9月議会に報告をさせていただくものであります。

意見書につきましては、議案書に添付しておりますので、ご参照願います。

それでは、議案の2ページ目をお開きください。

まず、健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、各会計において赤字額は発生しておりませんので、該当いたしません。

実質公債費比率は12.0%、将来負担比率は143.6%です。それぞれの指標における早期健全化基準並びに財政再生基準は、表にお示ししていただいております。報告第7号資料に算定内訳等を添付しておりますので、資料に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、資料の3ページをお開きください。

実質赤字比率は左上の一般会計等が対象でありまして、実質収支額を標準財政規模で除した、マイナスの1.64%となりました。実質収支が黒字の場合はマイナス表示となります。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計等にその他の特別会計及び公営事業会計の全ての特別会計を加えたものが対象となりまして、右下になりますが、全会計における実質収支及び資金剰余額を標準財政規模で除した、マイナスの25.47%となりました。

実質公債費比率につきましては、資料の4ページをお願いいたします。

実質公債費比率の対象となる公債費等は、①の元利償還金の額から、⑦一時借入金の利子までの合計が該当し、⑧の特定財源から、⑩の密度補正の元利償還金の合計につきましては、特定財源や普通交付税算入分など、公債費等から除外する要因となる項目であります。

算定結果は中段の右寄りになりますが、平成28年度単年比較では11.76028%と平成27年度単年度に比べ約0.17%好転をしており、3年平均では12.0%で、前年度と比較して0.1%好転しております。

好転した要因は、平成28年度における各種の数値においての原因は特にありませんが、平成25年度と平成28年度との比較において、単年度実質公債費比率が減少したことによるもので、単年度の減少、好転要因としましては、分母に係る標準財政規模は1億1,182万5,000円増加したことが主な要因となっております。

将来負担比率につきましては、資料5ページをお願いいたします。

対象となる将来負担額は、上段に記載しております一般会計等の地方債現在高から退職手当負担見込額までの各項目で、合計は下段の算式中A欄、204億4,796万8,000円です。この将来負担額に対する充当可能財源等は中段にお示ししていただいておりますとおり、合計は下段のB欄、141億4,871万4,000円、差し引き実質負担額は62億9,925万4,000円です。これを標準財政規模から普通交付税に算入された公債費等を控除した43億8,506万6,000

0円で除したものが、将来負担比率で、143.6%となります。前年度は153.9%でありましたので、10.3%好転をしております。

好転の要因ですが、退職手当負担見込額の2,062万円の減少、公営企業等繰入見込額の2億8,876万8,000円の減、組合等への負担見込額の1,405万4,000円の減、充当可能基金の1億1,329万4,000円の増加、地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額の3億2,984万3,000円の増加などにより、実質的な将来負担額が3億348万6,000円減少したことにあわせ、この比率の分母に係ります標準財政規模が1億1,182万5,000円増加したことによるものであります。

最後に、公営企業会計における資金不足比率等につきましては、資料6ページをお開き願います。

資金不足額剰余額につきましては、資料6ページ右から9列目、(8)の列になりますが、法適用企業会計の水道事業、工業用水道事業、決算は下水道事業一本ですが、ここでは地方財政調査の数値を用いますので、公共下水道事業と農業集落排水事業に分けておりますが、これらの資金不足額剰余額は、主に流動資産から流動負債を控除したものが資金剰余額であります。いずれの会計も資金収支は黒字であり、資金不足は発生しておりません。

以上が、各指標の概要であります。よろしくお願い申し上げます。

日程第6 議案第52号 人権擁護委員の推薦について

議長 日程第6、議案第52号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

副町長 議案第52号、人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、当該市町村の議会議員の選挙権を有する住民で、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、町議会の意見を聞いて、町長が法務大臣に対し、候補者を推薦しなければならないと規定されております。

なお、委員の任期は3年となっております。

今回、委員4名のうち1名が、平成29年12月31日で任期満了となることから、現委員の玉置明美氏を再推薦するものであります。

それでは、玉置明美氏の推薦について、経歴書に基づき、ご説明申し上げます。

住所は福崎町八千種200番地、氏名、玉置明美、生年月日は昭和26年5月30日、現在66歳であります。

昭和49年3月に神戸大学教育学部を卒業され、職歴といたしましては、同年4月に兵庫県公立学校教員に採用、兵庫県姫路市立山田小学校に赴任、その後、野里小学校、水上小学校、砥堀小学校、増位小学校に赴任され、平成17年3月に退職されました。平成24年1月に人権擁護委員に就任され、現在2期目となっております。

議案第52号資料に、玉置明美氏の人権擁護委員としての抱負等をお示ししておりますので、ご参照ください。

玉置明美氏は人権擁護委員として人格、見識とも高く、広く社会の実情に精通された立派な方で、必ず使命を全うしていただけるものと確信し、推薦するものであります。何とぞご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。提案説明とい

たします。

- 日程第 7 報告第 5 3 号 平成 2 8 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 8 報告第 5 4 号 平成 2 8 年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について
日程第 9 議案第 5 5 号 平成 2 8 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認
定について
日程第 1 0 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議 長 日程第 7、議案第 5 3 号、平成 2 8 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定につ
いてから、日程第 1 0、議案第 5 6 号、平成 2 8 年度福崎町介護保険事業特別会
計歳入歳出決算認定についてまでの計 4 件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

会計管理者 議案第 5 3 号から議案第 5 6 号までの 4 議案について、決算書及び議案説明資
料により、概要説明をいたします。

まず、議案第 5 3 号は地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、一般会計歳
入歳出決算について、別紙監査委員の意見を付して、議会の承認を求めるもので
ございます。

初めに、お手元に配付しております決算書の一般会計 2 5 2 ページをお開きく
ださい。決算書の 2 5 2 ページでございます。2 5 2 ページは実質収支に関する
調書となっております。

歳入総額 8 8 億 1, 8 1 8 万 3, 2 9 4 円、歳出総額 8 6 億 8, 1 4 6 万 8,
3 2 4 円、差引額 1 億 3, 6 7 1 万 4, 9 7 0 円のうち、翌年度へ繰り越すべき
財源は、繰越明許費繰越額 5, 0 3 2 万円で、実質収支額は 8, 6 3 9 万 4, 9
7 0 円となり、2 9 年度へ繰り越します。

なお、実質収支から前年度繰越額を控除し、財政調整基金積立金などを含めた
実質単年度収支は 1, 3 8 9 万 3, 8 1 7 円の赤字となりました。

2 5 3 ページから 2 5 9 ページまでは、財産に関する調書で、公有財産、物品、
基金及び債券の保有内容をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いい
たします。

続いて、決算の概要を説明いたします。

議案第 5 3 号の説明資料 1 ページをお開きください。

平成 2 8 年度一般会計の決算概要について、この説明書により、割愛しながら
朗読して、説明にかえさせていただきます。

歳入総額は 8 8 億 1, 8 1 8 万 3, 2 9 4 円で、5, 0 1 1 万 6, 5 1 5 円、
対前年度比 0. 6 % の増となりました。

内訳は、第 1 款町税の 3 2 億 3, 0 0 6 万 5, 6 9 4 円から、第 2 1 款町債の
1 2 億 3, 5 0 9 万 9, 0 0 0 円まででございます。

主な増減内容につきましては、歳入総額の 3 6. 6 % を占める町税では、納税
義務者数の増加により、個人町民税所得割が 1, 0 9 3 万 6, 5 2 6 円、対前年
度比で 1. 4 % の増、一方、法人町民税税割は、円安の影響による業績悪化、税
率変更による影響で 5, 6 9 6 万円で、対前年度比で 1 8. 1 % の大幅な減額とな
っております。固定資産税の土地につきましては、下落傾向のため、1, 4 8 3
万 1, 3 5 2 円、対前年度比で 2. 5 % の減、家屋については、据え置き年度の
ため減価がなく、2, 7 8 8 万 1, 9 6 1 円、対前年度比で 4. 0 % の増、償却

資産については、企業の設備投資や太陽光発電設備の設置により6,695万8,139円、対前年度比で15.9%の増となりました。町税全体では4,501万8,063円、対前年度比で1.4%の増となりました。

地方特例交付金は166万6,000円、13.7%の増、歳入総額の13.6%を占める地方交付税は、普通交付税、特別交付税合わせて11億9,734万5,000円、対前年度比1.8%の増となりました。

使用料及び手数料は、交通広場使用料や臨時運行許可申請手数料の減により、215万4,210円、対前年度比で2.5%の減、国庫支出金は、社会保障税番号制度システム整備補助金、臨時福祉給付金などの減により、3,852万6,289円の減、対前年度比で3.6%の減、県支出金は農業費補助金の減により、9,485万6,133円の減、対前年度比で17.1%の減、財産収入は福崎駅周辺整備に伴う土地売却収入の増により、9,510万9,289円、対前年度比で148.0%の増、寄附金はふるさと応援寄附金の増により、662万7,120円、対前年度比で19.5%の増、諸収入は中小企業振興資金融資預託金収入の増やもちむぎ食品センター債権貸付金元金収入の増、兵庫県派遣職員給与等負担金、障害者自立支援給付費過年度収入などにより、7,107万8,250円、対前年度比で23.4%の増、町債は3,170万1,000円、対前年度比で2.5%の減となりました。

一般会計歳入全体では、前年度より5,011万6,515円、0.6%の増となりました。

次に、3ページをごらんください。

歳出についてでございますが、歳出総額は86億8,146万8,324円、不用額は1億4,233万1,676円となりました。

議会費では、定例会4回、臨時会1回が招集され、議案75件、報告5件、請願2件、意見書1件について、慎重に審議し、議会の権能と責任を果たしました。

町政60周年記念事業として、子どもの視点から町政への質問や意見を発言する子ども議会を町と共催して開催しました。また、議会の各種会議に活用しております第1委員会室と議員控室の入れかえのための改修を行い、空調設備、いす、机等の備品を購入いたしました。

総務費の一般管理費では、平成28年5月3日の町政記念日に記念式典を開催し、先人のたゆまぬ努力と輝かしい功績に感謝するとともに、町制のさらなる発展を誓いました。

また、NHKラジオ「上方演芸会」公開録音、西治地区のほ場を活用した田んぼアート制作事業、松竹新喜劇の渋谷天外さんにもご出演いただいた、「銀の馬車道人情喜劇福崎版公演事業」を実施しました。

遠野市との交流事業として、10月8日から11月6日まで遠野市立博物館で、福崎町・遠野市友好都市交流企画展、柳田國男と兄弟のきずなを実施しました。また、10月8日・9日開催の遠野市まつりに参加し、特産品の販売を行い、10月30日開催の福崎秋まつり会場では、遠野市消防団ラップ隊によるすばらしい演奏と演技を披露していただくなど、両市町のきずながさらに深まりました。

次に、4ページです。町政に対する女性の率直な意見・提言を積極的に求めるため、平成22年度から設置している女性委員会を継続して年4回開催、平成28年度は男女共同参画をテーマにワークショップを行い、中播消防署職員を講師に招いて、心肺蘇生法とAEDの講習も実施いたしました。

文書広報費では、年間12回の広報ふくさきの発行や、テレビ、ラジオ等の地域情報番組を活用し、町内外に情報を発信しました。また、平成28年度は、サ

ンテレビ、西はりまサタデー9で、町制施行60周年記念式典と、子ども議会の紹介を行いました。

財産管理費の財産管理一般事務費では、福崎町の公共施設の全体像と施設類型別の保有状況、個別施設の管理運営費、耐震化の状況などを明らかにし、今後の施設のあり方の検討を行うための基礎資料として活用するために、福崎町公共施設等総合管理計画を策定しました。

防犯灯設置事業では、町管理の蛍光灯の防犯灯442基のうち、282基をLED灯に入れかえ、省電力化を図りました。

庁用車集中管理事業では、集中管理車13台について、ドライブレコーダーを設置し、利用者の安全運転の意識向上を図りました。また、集中管理用庁用車購入事業において、燃料効率の高いハイブリッド車を1台購入いたしました。

財政調整基金積立事業では、地方交付税、財産収入の増加等により財政調整基金へ5,180万、ふるさと応援基金については、ふるさと納税ポータルサイトの追加と地域産業を生かした記念品の拡充等により寄附者の獲得に努め、対前年度で46%増の3,935万7,612円の積み立てを行いました。

企画費では、福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を開催し、総合戦略進捗管理を行いました。また、第5次行政改革大綱及び実施計画を策定いたしました。

地域振興費では、参画と協働のまちづくりを進めるための自律（立）のまちづくり交付金事業、NPO法人設立補助事業、地域交流広場事業、婚活サポート事業、アドプト事業、住民参加の福崎まつりや辻広場まつり事業、また、民俗学の父、柳田國男のふるさとを全国に発信するための、第3回全国妖怪造形コンテスト事業を実施しました。

情報管理推進事業では、平成29年7月から開始される社会保障・税番号制度における情報連携に向けて、兵庫県及び県内市町間で総合運用テストを実施しました。

交通安全対策事業では、平成28年度に交通安全啓発のための広角反射リストバンドを町内各戸へ配布いたしました。また、通学路整備事業では、児童の通学の安全確保のため、町道吉田市川線において、路側帯のカラー舗装を97メートル分行いました。平成28年度の福崎町内交通死亡事故はゼロでした。

徴税费では、口座振替制度を推進して納税者の利便性を図りました。平成28年度末利用者は4,268人となっております。

滞納整理につきましては、兵庫県からの住民税整理回収チームの派遣を受け滞納処分を実施、さらに、滞納管理システムの有効活用により、適正な時効管理を行い、債権管理条例に基づく債権管理に努めました。

戸籍住民基本台帳費では、平成28年2月から交付開始した、個人番号カードについて、通知カードの作成、発送、個人番号カードの申込処理やカードの製造、発送にかかる事務を地方公共団体情報システム機構に委任しました。平成28年度末の交付枚数は、676枚です。また、総合窓口としてワンストップサービスと毎週金曜日の2時間の業務延長を行い、住民サービスの向上に努めました。

次、5ページです。

選挙費では、平成28年7月10日に参議院議員通常選挙を執行し、公正かつ迅速な投開票事務を行いました。

統計調査費では、教育統計や5年ごとに実施される経済センサス活動調査を実施し、全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態や産業構造などについて調査を行いました。

監査委員費では、例月出納検査を12日、決算審査を5日、定期事務監査を4日行うとともに、専門機関が実施する委員研修等を受講して研鑽を積みました。

次に、民生費の社会福祉総務費では、臨時福祉給付金の支給、民生委員児童委員の活動補助、社会福祉協議会の活動補助や事業委託、巡回バスの運行補助などを行いました。

臨時福祉給付金給付事業では、簡素な給付措置として低所得者の負担軽減を図るため、暫定的・臨時的な措置として2,675人に対して1人につき3,000円、低所得者の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活等支援臨時福祉給付金を110人に対して1人3万円、また、平成28年度中に65歳以上となられた方に対して、高齢者向け給付金を1,707人に対して1人3万円を支給いたしました。支給額合計が6,253万5,000円でした。

巡回バス運行事業では、平成28年度もまちなか便にあわせ、郊外便の川西地区を定時定路線型で運行しました。郊外便の川東地区は、電話予約に応じてバス停間を運行する予約型で運行し、交通弱者の移動手段として町内の公共施設等を結ぶサルビア号は、町民の皆様からも親しまれ、利用者数も前年度より1,255人増えました。

障害福祉費では、平成28年4月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、福崎町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を作成しました。

国民年金一般事務費では、国民年金制度の周知に努め、姫路年金事務所と協力・連携を密にして、未加入者・未納者の解消に取り組みました。

老人福祉費では、高齢者自身が要介護状態にならないよう予防し、自己能力、経験を生かし、生きがいを持って安心して暮らせるような生活支援を基本に各事業に取り組みました。平成28年度末における町の高齢化率は27.35%で、前年度より0.39%の伸びとなっております。

主な事業として、老人クラブへの活動補助金、老人保護措置事業、中播広域シルバー人材センター運営事業、老人福祉給付事業等で、人生80年いきいき住宅助成事業では12件、247万5,000円の助成を行い、高齢者及びその家族の住環境の改善と利便性の向上が図られました。

次に、6ページです。

外出支援サービス事業では、65歳以上の要援護高齢者33人の方が延べ736回通院等に利用されました。また、緊急通報システム設置費用を7人の方に助成し、高齢者が安心して地域で暮らせるよう配慮しました。

地域包括支援センター運営費では、高齢者を初めとする要援護者に対し、必要なサービスが提供されるよう総合的な支援を行いました。また、要支援者が要介護状態にならないよう、介護予防支援計画を作成し、効果的な介護予防サービスを提供しました。

医療助成費では、福祉の増進を図るため、医療費の個人負担金の一部を助成し、老人医療以外の一部負担金については町単独施策として、自己負担なしの医療費無料を継続いたしました。

社会福祉施設費では、入所者の自立性と思いやりの心を育て、家族との連携を図りながら地域の人とのふれあいを大切にし、明るく、楽しく、生き生きとした老人ホームづくりに努めました。平成28年度措置人数は43人でした。

老人憩の家文珠荘管理費では、平成28年度で4万5,366人の利用があり、対前年度比で119人の増となりました。指定管理者として、有限会社シー・エス・シーが施設の運営管理に当たり、安全と衛生管理を徹底し適正な維持管理に

努めました。

児童福祉総務費では、交通災害遺児並びに障害児に年金の支給、障害児及び母子・父子家庭への就学援助や赤ちゃんの誕生を記念して158人に、赤ちゃん日記または絵本を贈呈しました。

学校教育課における子ども子育て支援事業では、平成26年度に策定した、福崎町子ども・子育て事業計画の進捗状況について、委員15名で構成する、福崎町子ども・子育て会議で審議しました。また、マイナンバー制度に対応するため、子ども・子育て支援システムの改修を行いました。

保健センターにおける子ども・子育て支援事業では、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うため、平成28年4月から、福崎町子育て世代包括支援センターを立ち上げ、保健師や助産師が円滑に対応し、育児不安を軽減しながら母子の健全育成に努めました。平成28年度では、子育て相談室やトイレの改修、駐車場の整備、産後サポート事業の物品の調達を行いました。

児童手当支給事業では、子どもの健全な育成と資質の向上、家庭生活の安定を目的として、児童を養育している方に1万5,000円または1万円の児童手当を支給しました。また、所得制限を超える場合は、特例給付として児童1人当たり一律5,000円を支給しました。

保育所費では、保護者の就労等の事情により町外の保育所を利用した児童について、利用した私立保育所及び公立保育所へ委託費を支払いました。

認定こども園費の認定こども園事業費では、特別保育として、早朝及び午後7時までの延長保育事業や保護者の都合により緊急的・一時的に家庭で保育できない在宅児童の一時預かり事業を実施し、保護者の多様なニーズに対応しました。

私立認定こども園運営事業及び町外公立認定こども園委託事業では、施設型給付費の支払いを行い、各施設の適正な運営の維持と教育・保育の充実に努めました。

子育て支援施設費では、福崎幼稚園に子育て支援センターを、文化センターと田原幼稚園内に子育て学習センターを設置し、子育て親子の出会いの場や地域のお年寄りとの交流の場等、集いの場の提供を行いました。

学童保育費では、田原小学校体育館北側に福崎東部学童保育園、福崎小学校余裕教室に福崎西部学童保育園を月曜日から土曜日に開設し、留守家庭の子どもの保護と健全育成に努めました。平成28年度から開園時間を午後7時まで1時間延長し、保育内容を充実させました。西部では延べ751人、東部では延べ937人が利用しました。

また、小学校低学年を対象とした田原放課後子ども教室や八千種放課後子ども教室を開催し、他の学年の児童と下校時間を合わせることにより、帰宅時の安全確保を行うことで地域における子育て支援に努めました。田原小学校では延べ410人が、八千種小学校では延べ233人が利用しました。

次に、7ページ、衛生費の保健衛生総務費は、救急医療体制整備、保健事業協力団体等への負担金及び補助金、母子保健事業、食育推進事業など保健行政に係る経費でございます。平成28年4月から保健師が1名増員となり、新任保健師研修の他、トレーナー保健師が同伴して家庭訪問を実施する、市町村保健師育成指導事業にも取り組み、1名が増員したことにより各事業が充実して行えるようになりました。

食育推進事業では、平成28年度から32年度の5年間を実施期間とした、福崎町第2次食育推進計画・健康増進計画に基づき、健康づくりと一体的に食育事業に取り組みました。平成28年度に食育のさらなる普及啓発を目的に、食育啓

発DVDを作成しました。これには食育サンバの解説に加え、全ての世代で取り組んでいただける、新・ごちそうサン体操を作成し収録いたしました。そのほか、乳児から高齢者までの各世代に対して食育教室を開催し、学童期の肥満対策を目的とした、ヘルシージャンプ教室も継続して実施いたしました。

公害対策費では、工場等からの公害発生を未然に防止するため、主要事業場と締結した公害防止協定に基づき、事業場からの排水調査を実施するとともに、生活環境の保全や自然環境への影響を監視するために、主要河川の水質調査やゴルフ場に関係する池や川の水質検査を実施いたしました。

平成27年度から福崎工業団地、福崎企業団地において公共下水道が供用開始されており、平成28年度末時点で35事業場中24事業場が接続済みでございます。残りの事業場についても、各事業場との連絡調整を密に行い、公害防止協定の変更を順次進めてまいります。

自然保護費では、平成28年11月23日に田原・八千種地区の福崎東エリアの自然歩道を中心としたコースで、第27回福崎町自然歩道を歩こう大会を開催し、町内外から1,414名の参加がありました。

し尿処理費は、し尿くみ取りに要する経費と中播衛生施設事務組合への負担金で、公共下水道への接続に伴いくみ取り件数も減少しております。平成28年度末の公共下水道接続率は75.1%です。中播衛生センターへの福崎町の投入量は年間4,897キロリットルで対前年度比14.4%の減となりました。

ごみ処理費では、ごみ収集に要する経費とくれさか環境事務組合への負担金で、家庭系ごみの分別区分につきましては、4種11分別として、住民の理解と協力を得ながら実施しました。また、資源ごみを集団回収した延べ84団体に対し、108万2,568円の助成金を支給し、ごみの減量化と資源化を推進しました。

次に、8ページ、農林水産業費の農業委員会費では、農地法に基づく農地の許認可など法令事務を初め、遊休農地などの管理指導を行い、農地の確保と有効利用に取り組みました。

農業委員会等の法律において、農業委員会の重点業務に、農地利用の最適化の推進が追記され、これを受けて農地利用最適化推進委員の新設や農地利用の最適化が必須業務に規定されました。農地パトロールにより耕作放棄地の実態把握と発生防止に努めましたが、平成28年度末の耕作放棄地が7.5ヘクタールとなり、前年度より1.7ヘクタール増加しました。農家の高齢化や不在地主により、保全管理ができない農地をいかに減少させるかが課題です。

農業総務費では、中播農業共済事務組合負担金が主な支出です。

農業振興費では、農業の持続的発展を図るため、力強い農業経営を展開できるように支援するとともに、特産もちむぎの産地振興並びに農産物の生産、供給体制を整え、地産地消を推進しました。なお、6次産業化への拠点整備をする地方創生拠点整備事業は、全額を平成29年度へ繰り越しいたしました。

体験農園事業では、平成28年度から全小学校区で地元営農組合等に委託することができ、園児・小学校児童の、農への関心を高め、食育活動の一環として効果的に実施できました。

農地集積・集約化支援事業では、集落レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体への農地の集積を初め、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方を記載した、人・農地プランの作成及び見直しを支援しました。平成28年度末現在、34農区中12農区が作成済みです。

地方創生加速化交付金事業では、交付金を活用し、特産もちむぎを核として生産農家や地域商工業者に経済波及効果を呼び込み、機能性を生かした農産物とし

て高付加価値化を図るとともに、もち麦の収量安定化と品質向上を図れるように生産体制の強化を目指しました。

機能性表示食品については、兵庫県立大学と連携して取り組み、消費者庁に届け出をいたしました。

神戸医療福祉大学を初め、福崎町商工会、観光協会等と連携してもちむぎグルメショップガイド等を作成しました。

平成29年2月19日にエルデホール等でもちむぎフォーラムを開催し、町内外から約250名の参加がありました。

農業構造改善施設運営費は、春日ふれあい会館と春日キャンプ場の運営経費、施設管理に要した経費でございます。自然活用村全体の経年劣化に対応する効率的、計画的な整備・更新が課題でありましたが、平成29年度に全額繰り越した地方創生拠点整備事業で、春日ふれあい会館については、おおむね解消する見込みです。

高岡・福田地区ほ場整備推進事業は、高岡・福田地区52.7ヘクタールの農地を大区画に整備するもので、平成28年度は兵庫県及び地元の調整を行いながら、平成29年度の事業採択に向けて法手続を進めました。

農村地域防災減災事業では、早急にため池の耐震性を把握するとともに、必要な耐震整備を実施することにより、ため池に起因する災害の発生を未然に防止します。桜上池、亀坪奥池については、県営ため池改修の事業採択を受け、平成28年度中に詳細設計を完了して工事に着手し、事業の進捗率は40%を達成いたしました。

国土調査費では、田口と高岡地区の山林で地籍調査を実施いたしました。

林業振興費では、松くい虫被害木の伐倒を実施し、環境保全と景観の改善を図りました。また、平成28年度も引き続き狩猟免許取得費用の補助を行い、新たに1名が狩猟免許を取得して、猟友会に加入いたしました。

次は、9ページの商工費です。

商工総務費は、企業誘致と工業団地の調整池の維持管理費用です。

平成28年度末の工業団地の操業状況は、福崎工業団地25社、福崎企業団地11社、福崎町東部工業団地8社の計44社です。

商工業振興費では、福崎町商工会の支援を通じ、中小企業の振興・発展に寄与し、商工会の活動及び再建を支援いたしました。

商工会等助成事業では、平成28年度は、小規模事業者持続化補助金やものづくり補助金活用に係る経営計画作成支援を初めとし、中小企業大学校関西校と連携した、福崎経営サロンの開催、会員企業を対象とした人材育成セミナーや企業見学会、ガイドブック制作等の労働環境対策事業の実施など、多岐にわたる分野での販路拡大支援に努めました。

観光振興事業では、町制60周年記念事業として町キャラクター、フクちゃん、サキちゃん像を福崎駅前に設置しました。観光グッズ販売につきましては、新たに妖怪絵本の販売を開始したほか、地方創生推進交付金を受け、観光協会の自立に向けた、稼ぐ力を身につける取り組みとして行った観光グッズ開発でつくったプラモデル、カレーの商品を譲り受け、販路開拓に努めました。

辻川山公園に設置したカップ、河太郎と河次郎や妖怪小屋の天狗、観光用妖怪ベンチ等がテレビや新聞等のマスメディアでたびたび取り上げられ、辻川界限を訪れる観光客が増加しました。平成28年度の観光客入込数は41万4,987人で、平成27年度の約20%増となりました。

観光振興・地方創生推進事業では、これからのまちづくりの方向性を検討する

ため、テレビ局ディレクター、ライター、IT専門家の方を集め、視点を変えたユニークな提案を集める、福崎町地方創生特殊戦略委員会、さらに、その提案を福崎町が実現可能なレベルまで調整するとともに、新たな提案を含めて協議する関係機関30～40歳代のメンバーを集めた、福崎町地方創生地域活性化戦略委員会を開催し、福崎町地方創生まちづくり計画の策定に着手しました。これは、JR福崎駅周辺から辻川界限という二つの観光拠点を柱とした地域活性化につながる新交流拠点施設の整備計画を見据え、平成28年度、平成29年度の2年間で策定するものでございます。

もちむぎのやかた管理事業では、施設修繕を計画的に行い、周辺の景観形成を図るとともに、町特産もち麦商品の販路拡大のためにイベントに出展し、特産もちむぎのPRに努めました。カップや天狗等のテレビ放映の効果も大きく、集客力がアップし目標の売上も達成しております。28期のもちむぎのやかたレストラン利用人数は、4万8,899人で27期の14.6%の増となりました。

消費者行政費では、消費者行政活性化交付金を活用し、相談員のレベルアップ研修参加支援を継続して行い、地域の公民館に出向いて行う出前講座も年52回実施、延べ1,700人が参加されました。また、高齢者のみならず若い世代への消費者被害の防止と消費生活の知識普及・啓発のため、小中学校に年14回出向き、延べ505人を対象に出前授業を行いました。平成28年度における神崎郡消費生活中核センターでの相談件数は276件で、平成27年度より22件増となり、消費者被害の未然防止と消費生活の知識普及・啓発に努めました。

企業会館運営費では、平成28年度は、福崎町工業団地企業会館公共下水道接続工事等を実施いたしました。

次に、10ページの土木費の道路橋梁総務費では、平成28年度で道路台帳平面図の電子化を行い、窓口閲覧用のパソコンを購入し、町道の円滑な維持管理と財産管理を適正に行うことができました。

道路改修費は、道路の損傷が著しい箇所の改修及び維持補修、街路樹剪定や道路清掃等の美化作業に要した経費で、町道美化のための清掃委託15件、道路改修設計業務委託7件、生活道路の維持補修工事23件、通行に支障のある道路の用地5筆の購入を行い、ふだんから通行する生活道路の安全性の確保に努めました。

橋梁改修費では、平成27年度から繰り越した橋梁補修事業で町道大貫山田線の無名橋ほか2橋の補修工事を実施し、通行車両、歩行者の安全対策及び長寿命化が図られ、七種橋ほか5橋の補修調査設計を実施することにより、平成29年度以降に実施する補修整備方針が定まりました。

河川改修費では、県河川の美化事業として県と委託契約を締結し、市川と七種川の清掃、草刈り、立木等の伐採により景観の保全及び流水断面の確保ができ、良好な河川の維持管理に努めました。

砂防費では、平成28年度はイマ谷池下流域で一部の区間の工事、高橋ハス池下流域で全区間の工事を実施し、減災対策が図られました。

都市計画費では、都市の健全な発展と秩序ある整備、土地利用の適正化を図るために必要な経費を支出いたしました。平成28年4月1日から実施した福崎工業団地バス運行社会実験については、利用者が路線維持に係る計画数に達しなかったため、平成29年3月31日で運行を休止することとなりました。

福崎駅周辺整備費については、まちの顔としてふさわしい、魅力と活力のある中心市街地として再生させるとともに、辻川界限と連携して整備することにより、誰もが訪れやすく住みよいまちづくりを目指すための整備に要した経費で、平成

28年度では用地買収、支障物件移転補償、駅南幹線道路工事費を支出しました。

都市再生整備事業では、平成28年度で旧辻川郵便局舎の移築に係る解体工事のほか、社会実験として福崎駅と西部工業団地間を結ぶバス運行委託を実施するとともに、辻川界限において観光交流センター等の事業用地買収を行いました。

公園管理費では、公園の管理や遊具の修繕、点検及び草刈り等の維持管理により、利用者が安全・快適に公園を利用できるように努めました。平成28年度では、市川河川公園にパーゴラを2カ所、転落防止柵を設置、北ノ岡第二ふれあい広場にブランコを新設し、公園の利用者増を図りました。

空き家利用促進事業では、空き家の利用促進を図るため、交流施設への改修を行う団体へ改修費補助を行いました。平成28年度は2件の空き家改修について工事費の補助を行いました。平成28年度末の空き家件数は306戸です。

次に、11ページの消防費です。

常備消防費では、姫路市への消防事務委託に要した経費で、平成28年度は救急車両の更新を行いました。なお、火災発生は10件で、救急出動は798件でありました。

非常備消防費では、災害から郷土を守るため、有事に即応した新しい知識・技術を習得し、1本部32分団600名体制で消防施設を有効的・効果的に使い、消防活動を行いました。火災・警戒出動は1,646人、訓練等の出動は2,012人となっております。

防災対策費では、平成28年6月16日に消防団員を対象に水害を未然に防ぐための知識と技術を習得するため水防講習会を開催し、災害対応能力の強化に努めました。また、消防団員安全装備品としてヘッドライトを383個購入し、本団及び各分団に配備しました。

次に、教育費の教育委員会費では、定例会11回及び総合教育会議を2回開催し、教育上の諸問題について審議いたしました。

事務局費は、不登校指導員等を配置し、児童生徒の問題解決に早期に対応し、英語指導助手2名を配置し、国際理解教育を推進しました。

小学校管理費では、学校職員トイレ洋式化工事ほか、老朽化に伴う不良箇所や機器類の修繕及び特別支援教室の整備を行い、学校施設の環境改善に取り組みました。

自然学校推進事業では、平成28年度も兵庫県立南但馬自然学校において、4泊5日の日程で、5年生182人が2班に分かれ自然学校を体験しました。

中学校管理費では、平成28年度も2年生を対象に、地域に学ぶ体験活動、トライやる・ウィークを実施し、5日間の社会体験活動を行いました。

また、福崎西中学校グラウンドバックネットの改修工事、福崎東中学校の消防用設備改修工事、両中学校の職員トイレの洋式化工事等により、円滑な学校運営や教育環境の改善を図ることができました。

次に、12ページ、社会教育総務費では、自然・科学分野ですぐれた研究等を行った児童生徒3名に、第9回目となる吉識雅夫科学賞を贈りました。

平成29年1月9日に開催した成人式式典では、新しい試みとして、新成人から家族へ感謝の手紙を、家族から新成人へ励ましの手紙を読み上げてもらい、会場全体が感動に包まれました。成人式の出席は159人で、率にすると74%でした。

青少年健全育成事業では、平成28年12月10日に人権・青少年健全育成フェスティバルをエルデホールで開催し、316人が参加しました。

公民館費では、地域住民に生涯学習の場を提供し、講座や教室の充実に努めま

した。

芸術文化の向上と発展に貢献し、功績が顕著な個人3名に、文化功績賞を授与しました。

図書館費では、平成27年11月から開始された播磨圏域相互利用により、近隣の市町からの利用がふえ、活気あふれる図書館運営を行うことができました。平成28年度の図書館利用状況は、貸出人数4万8,474人、貸出冊数23万9,620冊でした。

文化センター管理費では、トイレの洋式化工事、大ホール舞台吊物バック幕等取りかえ、2階パソコンルーム雨漏り修繕工事ほかを行い、施設の安全管理に努めました。平成28年度の文化センターの利用状況は2,093件、利用者数は平成27年度より731人増えて3万7,475人でした。

エルデホール運営費では、平成28年度は町制60周年記念公演として、テレビ等で活躍中の中村雅俊のコンサートを実施し、チケットも完売で多くの方に喜んでいただきました。また、文化プロデューサー育成講座卒業生企画による住民企画事業も1回開催し、平成28年度の自主公演事業7回の入場者数は1,907人、入場料の合計は297万6,950円でした。

研修センター運営費では、施設維持補修として2階トイレ洋式化工事を行い、利用者の利便性が向上しました。

青少年野外活動センター費では、青少年の健全育成を図り、自然にふれる機会や交流の場を提供し、利用状況は409団体で6,790人、平成27年度より利用者は2,095人減少しました。

13ページの辻川界限文化振興費は、辻川界限の文化振興及び文化施設の管理・運営に要した経費で、歴史民俗資料館運営事業では町制60年の節目にあたる平成28年度は、福崎町が誕生した昭和30年代に焦点を当てた企画展を開催し、平成28年度の入館者は1万3,958人でした。

柳田國男・松岡家記念館運営事業では、平成28年度に生誕150年を迎えた井上通泰の記念事業として、第37回山桃忌、「井上通泰展～歌を詠み愛した眼科医～」と題した記念展を開催いたしました。

8月7日に実施した第3回柳田國男検定は、新たに上級編を設け、最高得点者には「遠野の旅」を贈りました。受験者数は82人、合格者は50人でした。

また、地域の歴史や民俗文化についてすぐれた調査・研究を行った児童・生徒4名に「福崎町柳田國男ふるさと賞」を贈りました。

三木家住宅等管理事業では、主屋公開に向けて展示内容を検討し、展示備品等を購入いたしました。

辻川界限整備事業では、「銀の馬車道」周辺地域である辻川地区のまちなみ美化を図るため、兵庫県ふるさと創生推進事業補助金を活用し、平成28年度は「学問成就の道」の舗装工事を行い整備が完了いたしました。

文化財保護費では、指定文化財への助成、埋蔵文化財発掘調査等に要した経費で、福崎町の地域歴史遺産を掘り起こすため、引き続き神戸大学大学院人文学研究科との地域連携事業に取り組みました。

また、高岡・福田地区ほ場整備事業に伴う埋蔵文化財調査を実施いたしました。

三木家住宅保存整備費は、平成28年度は、南土堀・表門等の仕上げ工事、消防設備工事を実施いたしました。

保健体育総務費では、社会体育全般の振興と推進に努め「スポーツ功績賞」を個人15人に授与しました。

子ども会運営事業では、健全な身体と協調精神の向上、情操教育を目的として、

各種団体の協力を得て郡オセロ大会、町少年少女将棋大会を開催し、子ども、保護者ともに地域交流を図ることができました。

給食運営費では、福崎町第2次食育推進計画・健康増進計画に基づき、栄養のバランスのとれた給食を提供することで、児童生徒の健康を守るとともに、学校給食を生きた教材として活用した食育推進に取り組みました。お米や野菜など安全・安心な地域の食材をできるだけ給食に取り入れ、町の特産物である、もちむぎ麵やもちむぎ精麦を積極的に献立に取り入れられました。

町民グラウンド管理費では、町民第1・第2グラウンドやスポーツ公園、町民第3グラウンドの維持管理に要する経費で、幅広い世代が活動できる複合施設が加わり、住民の体力向上、健康増進とあわせて地域コミュニティの育成に貢献し、生涯を通して健康で充実した生きがいのある生活を送るための生涯スポーツの場を提供することができました。

学校施設社会開放費では、学校施設の社会開放を行い、体育館、グラウンドを合わせて2,881回、8万52人の利用がありました。

次に、14ページの体育館運営費では、より安全に生涯スポーツ活動の場を提供するために、第1体育館の耐震工事を行いました。また、耐震工事に伴い施設を便利に利用できるように、施設備品やスポーツ器具用品の充実に努めました。

平成27年度から繰り越しました町民体育館管理事業では、文化ゾーン駐車場として体育館東側に緊急防災施設造成工事と福崎町緊急防災倉庫新設工事を実施いたしました。

公債費では、長期借入金の返済額は元金7億9,679万3,746円で、本年度借入総額が12億3,509万9,000円で、28年度末現在高は112億447万7,314円となりました。

予備費は、予算の範囲内で支出できましたので、充用はございません。

次に、14ページの左側4行目の二重丸、調定額に対する収入未済額につきましては、1億5,948万440円、対前年度比で1,519万6,926円の減となりました。

なお、資料の24ページから35ページに、町税や使用料の収納状況や不納欠損等の状況について、資料を添付してございますので、後ほどご参照ください。

次に、14ページ右側の二重丸の不用額についてでございますが、不用額につきましては1億4,233万1,676円で、不用額20万円以上の内訳を節別に見てみますと、工事費の3,872万1,620円から、役務費の36万2,528円までとなっております。

なお、資料の19ページから23ページまで、節別に20万円以上の不用額の詳細説明をいたしておりますので、後ほどお目通しください。

15ページの左側には、前年度歳出決算額との比較表、右側には全会計の給与費明細書をお示ししております。

次の16ページには、項別の歳入の決算表でございます。

17ページは、項別の歳出決算表をお示ししております。

18ページは、基金の状況でございます。

基金全体につきましては、平成28年度末現在高の合計が、24億8,344万6,486円で、農業集落排水施設維持管理基金と公共下水道事業費基金は、企業会計に移行いたしました。このうち一般会計は左側の表で、平成28年度末で17億1,670万9,960円でございます。

以上で、議案第53号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第54号、国民健康保険事業特別会計決算概要について、ご説明い

たします。

決算書の国保会計の46ページをお開き願います。決算書の国保会計、46ページでございます。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額23億1,862万4,219円、歳出総額22億7,545万6,742円、差引額、実質収支額ともに4,316万7,477円で、うち2万円を繰り越しし、残り4,314万7,477円は、平成29年度で基金に積立をいたしました。

47ページにつきましては、財政調整基金の保有を示しておりますので、お目通しをください。決算年度末の現在高が、4,963万5,783円でございます。

次に、議案第54号資料で、概要説明をいたします。

資料1ページを、お開き願います。上から5行目から割愛しながら、朗読説明をいたします。

国民健康保険の財政運営は、少子・高齢化の進展、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療費の増加等の構造的な要因により、大変厳しい状況となっております。平成28年度における制度改正の主なものは、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、国民健康保険税の軽減判定所得基準額の見直し等でございます。また、平成30年度に国保財政の運営主体が県に移行することに加え、自庁システムの改修を行いました。

1世帯当たりの保険税年額が14万4,354円、被保険者1人当たりの保険税年額は8万3,900円となりました。保険給付費は、対前年度比0.1%の増となり、歳出全体の60.7%を占めております。特に高額療養費が増加しました。療養給付費は1人当たり26万5,997円で対前年度比2.7%の増、後期高齢者支援金については、1人当たりの負担金が1.5%の増、対前年度比で0.6%の増、前期高齢者納付金は、1人当たりの負担金が5.6%の増、対前年度比で8.5%の増となりました。また、介護納付金では、1人当たり負担金が3.3%の増で抛出いたしました。

保健事業については、特定健康診査・特定保健指導を実施し、受診者数は、合計で1,320人で、受診率は38.4%、対前年度3.2%低下いたしました。

特定保健指導者数は32人でした。また、未受診者の実態把握に努めるとともに、電話による受診勧奨を行いました。また、より効率的・効果的に保健事業を実施するため、健診データとレセプトデータを活用した、福崎町国民健康保険データヘルス計画を策定いたしました。

平均被保険者数は4,486人のうち145人が退職者医療給付対象者です。

資料2ページには、20万円以上の不用額及び保険税収納状況、3ページから6ページには、決算勘定表や税賦課状況について、お示ししておりますので、後ほどご参照ください。

次に、後期高齢者医療特別会計、議案第55号について、ご説明をいたします。

決算書の、後期高齢者医療事業特別会計22ページを、お開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億4,116万7,402円、歳出総額2億3,691万5,707円、差引額、実質収支ともに425万1,695円です。

次に、議案第55号資料で、概要説明をさせていただきます。

資料1ページをお開き願います。上から8行目から、割愛しながら、朗読説明いたします。

平成29年3月末の、被保険者数は2,605人で、町は、兵庫県後期高齢者

医療広域連合が定めた保険料を徴収し、所得が低い方の保険料軽減分に係る保険基盤安定納付金とあわせて広域連合へ納付いたします。

保険料率は、一部の地域を除き兵庫県内は原則均一で2年ごとに改定され、平成28・29年度の均等割額は4万8,297円、賦課限度額が57万円です。

歳入は、保険料と、一般会計からの繰入金等で、繰入金は人件費や事務費、保険基盤安定納付金分です。

歳出は、人件費のほか、事務費等の経費、後期高齢者医療広域連合納付金で保険料と保険基盤安定納付金を納付しております。

資料2ページ、3ページには、20万円以上の不用額及び保険料納付状況、給付費の状況等について、お示しをしておりますので、後ほどご参照ください。

次に、議案第56号について、ご説明をいたします。

決算書の介護保険事業特別会計の42ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額16億3,418万7,813円、歳出総額15億6,758万7,647円、差引額、実質収支とも6,660万166円で、うち2万円を繰越金とし、残り6,658万166円を、平成29年度で基金に積み立てております。

43ページにつきましては、財政調整基金の保有を示しております。年度末の現在高が、4,650万743円でございます。

次に、議案第56号資料で、概要説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開き願います。上から5行目から割愛しながら、朗読説明をいたします。

介護保険制度は平成12年に施行され16年が経過し、平成28年度は第6期事業計画の2年目となりました。第6期の主な改正点は、在宅サービスの利用増と地域密着型サービス事業所の増設を見込み、財政調整基金を財源に、標準月額を4,800円から5,240円といたしました。また、消費税率引き上げによる公費を投入して低所得者層の保険料軽減割合を拡充し、保険料基準額に対する第1段階の割合を50%から45%に軽減いたしました。

第6期は負担能力に応じ、きめ細かな保険料設定となるよう課税層の所得段階を10段階に設定いたしております。

財源構成は、第1号被保険者負担割合22%、第2号被保険者28%で、介護報酬は、介護職員の処遇改善、地域包括ケアの推進等を踏まえ、平成27年4月から全体で2.27%の引き下げとなりました。利用者自己負担割合は、所得水準にかかわらず1割ですが、平成27年8月から所得等に応じた負担割合となり、65歳以上で一定の所得がある方は2割に引き上げになっております。

平成29年3月に事業を開始した地域密着型サービス事業所に補助金交付要綱に基づき、開設準備経費として1,030万円を補助いたしております。

介護給付サービス費は、14億4,660万5,308円となり、対前年度比3.3%増加し、給付サービス利用では、通所介護、訪問介護等の居宅サービスが対前年度比で4.5%の減、地域密着型サービスは対前年度比で15.6%の増となりました。

認知症総合支援事業では、神戸医療福祉大学と連携し、認知症カフェを1カ所増設したほか、小学生への認知症サポーター養成講座を開催いたしました。

行方不明者防止対策では、県が推進する認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業にQRコードを用いることで、福崎警察署や協力関係機関との連携を開始いたしました。

地域介護予防活動助成事業では、地域の自主的な介護予防事業、支え合い事業

である「地域ふくろうの会」「ふれあい喫茶」等を支援する事業として、53団体に補助金を支給しました。

神崎郡介護認定審査会は、134回開催し、2,776件の審査・判定を行い、そのうち、福崎分は1,033件でした。

資料2ページから6ページには、20万円以上の不用額及び保険料収納状況、月別の給付状況等について、お示ししておりますので、ご参照ください。

なお、別冊の決算報告書の歳出には、主なものを事業別に示しておりますので、審議の参照にさせていただきたいと思っております。

以上、特別会計3議案について、一括説明をさせていただきました。

以上、よろしくご審議を賜り、認定いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第11 議案第57号 平成28年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第58号 平成28年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第59号 平成28年度福崎町下水道事業会計歳入歳出決算認定について

議 長 次、日程第11、議案第57号、平成28年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定についてから、日程第13、議案第59号、平成28年度福崎町下水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの計3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

なお、説明の途中で切らせていただくかもしれませんので、お含みください。よろしくお願いたします。

公営企業参事 議案第57号、議案第58号及び議案第59号について、ご説明申し上げます。

この3議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成28年度の水道事業会計、工業用水道事業会計並びに下水道事業会計の歳入歳出決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第57号、水道事業会計決算から説明を申し上げます。

決算書の冊子、水道事業会計をごらんください。まず、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

水道事業の決算報告書になります。この報告書につきましては、予算に対する執行実績を示したもので、予算区分に従って消費税込みの金額で表示をしております。

まず、収益的収入及び支出です。収入は、1款水道事業収益で、予算額4億1,390万円に対して、決算額4億2,316万7,039円、予算額と比較しまして926万7,039円の増であります。各項の決算額は、1項営業収益3億2,494万9,204円。2項営業外収益9,821万7,835円。3項特別利益はございません。

支出は、1款水道事業費用で、予算額3億8,800万円に対して、決算額3億7,082万5,883円、不用額は1,717万4,117円となりました。各項の決算額は、1項営業費用3億5,072万7,508円。2項営業外費用2,009万8,375円でございます。

3ページ、4ページは資本的収入及び支出になります。

収入は、1款資本的収入で、予算額8,240万円に対して、決算額8,068万8,542円、予算額と比較して171万1,458円の減となりました。各項の決算額は、1項企業債6,400万円。2項補助金85万7,382円。3項工事負担金1,583万1,160円であります。

支出は1款の資本的支出で、予算額1億6,830万円に対して、決算額1億6,077万525円、不用額は752万9,475円となりました。各項の決算額は、1項建設改良費1億4,534万3,780円、2項企業債償還金1,542万6,745円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,008万1,983円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額928万3,492円と、過年度分損益勘定留保資金7,079万8,491円で補填をいたしました。

次に、附属書類で、決算の概要を説明申し上げます。13ページをお開きください。総括事項と、下段の表では、主な項目について5年間の推移をお示しております。

本年度の給水量は246万5,872立米で、前年度比1.0%の増。給水収益は2億9,223万7,296円で、1.8%の増となりました。

しかしながら、福田水源地整備工事の完了による減価償却が始まったことから営業費用が増加し、営業損失は前年度と比べ71.2%の増となりました。また、経常利益は、営業外収益で長期前受金戻入が増加したものの、前年度と比べ13.9%の減となっております。

建設改良事業では、3年計画で進めてきました福崎工業団地・企業団地老朽管更新工事が完了いたしました。また、同工事跡や大門鍛冶屋線ほか送水管更新工事跡の舗装本復旧工事を行いました。福崎駅周辺整備事業に伴う配水管移設工事は、事業の進捗にあわせながら進めてまいりました。委託業務としては、水道管路システムの移行業務を委託し、完了いたしました。

議案第57号資料の1ページ、2ページには、水道料金及び送配水量の表を添付しておりますので、また後ほどごらんください。

次の15、16ページは、建設改良工事の契約内容等を記載しております。17ページは、送配水管入れ替えの状況並びに給水工事、それから、18、19ページには保全工事について、それぞれ取りまとめております。

次、20ページをごらんください。

業務量であります。給水戸数は7,879戸で、前年度から68戸増加しております。

③の水源地別年間配水量及び給水量を取りまとめていますが、配水総量は256万467立米で、有収率は96.3%となっております。

21ページには事業収入、22ページ上段には事業費用を取りまとめておりまして、給水原価は144円16銭、長期前受金戻入を控除した給水原価は107円71銭、また、供給単価は118円51銭となりました。

次、23ページからは会計でございます。24ページには企業債の概要を記載しております。

本年度発行額6,400万円、償還額1,542万6,745円で、年度末残高は10億2,393万289円となっております。

25ページにつきましては、キャッシュフロー計算書でございます。

下から3項目め、資金増減額は、1億1,389万1,170円で、資金期末残高は9億25万1,070円となりました。

26ページからは収益費用明細書でございます。1ページ、2ページの決算報告書は消費税を含んでおる金額でございますので、この明細書とは一致をしております。

まず、収益であります。水道事業収益は3億9,876万8,229円、営業収益は3億105万9,633円で、主なものとしましては、水道料金、下水

道使用料徴収等の手数料、消火栓管理料などがございます。営業外収益は9,770万8,596円で、主なものは、預金利息や長期前受金戻入、加入分担金などです。

次に、28ページをお開きください。

費用であります。水道事業費用は3億5,572万1,083円で、うち営業費用は3億4,252万2,408円です。主なものは、原水及び浄水費では、電気設備管理委託料や水源地の動力費などです。

配水及び給水費では、29ページ、配水管等の修繕費や加圧ポンプ動力費、補修用材料代、県水受水費などです。

30ページ中段の減価償却費は1億8,304万8,201円で、福田水源地分の減価償却が始まりまして、前年度と比較しますと約4,500万円の増となっております。

営業外費用は、支払利息1,288万3,335円と漏水還付等の雑支出です。

次に、31ページをお開きください。資本的収入及び支出の明細です。

まず、収入であります。資本的収入は8,068万8,542円で、内訳は工業団地老朽管更新工事に係る企業債、工事負担金などです。

次に、32ページをお開きください。

支出は、資本的支出で1億5,025万845円、内訳は建設改良費、給水工事費及び企業債償還金です。

次からの33ページには固定資産明細書、それから、34ページには企業債明細書、35ページからは財務諸表等に係る注記、37ページには給与費明細書の決算状況をお示ししております。

概要につきましては、以上です。

次に、決算書5ページにお戻りください。損益計算書について、説明をいたします。

営業収益は、給水収益からその他営業収益までの合計3億105万9,633円、営業費用は、原水及び浄水費から資産減耗費までの合計3億4,252万2,408円、営業損失は4,146万2,775円で、前年度比、約2,170万円損失が拡大しております。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計9,770万8,596円。営業外費用は、支払利息と雑支出を合わせまして1,319万8,675円、差引、営業外利益は8,450万9,921円で、経常利益としましては、4,304万7,146円となっております。

特別損益はございませんで、前年度繰越利益剰余金を加えました当年度未処分利益剰余金は7,915万7,552円となりました。

次、6ページでございます。剰余金計算書でございますが、まず、資本金、資本剰余金は、変動はございません。

利益剰余金は、前年度処分額を減債積立金及び建設改良積立金に積み立てをいたしまして、未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金の合計としましては、6億8,631万7,064円、資本合計は26億7,016万6,005円となりました。

次に、7ページをお開きください。剰余金処分計算書の案です。

当年度未処分利益剰余金7,915万7,552円につきましては、積み立てず、繰越利益剰余金として繰り越しをしたいと思います。

次に、9ページをお開きください。貸借対照表です。

資産の部固定資産は、有形固定資産で、土地から建設仮勘定まで合計51億9,024万9,970円、前年度と比較しまして約5,850万円の減となりました。

詳細につきましては、33ページの固定資産明細書、それから議案第57号資料の5ページから9ページをご参照ください。

流動資産は、現金預金と未収金、貯蔵品を合わせまして9億1,763万7,519円、資産合計は61億1,296万7,489円で、前年度と比較しますと約3,200万円の増となっております。

10ページは負債の部でございます。固定負債は企業債10億725万3,344円、流動負債は、1年以内に償還する企業債や未払金、引当金、その他流動負債を合わせまして4,373万4,154円、繰延収益は、長期前受金から収益化累計額を控除しました額23億9,181万3,986円、負債合計は34億4,280万1,484円で、前年度と比較しますと約1,100万円の減となっております。

資本の部につきましては、資本金及び資本剰余金それから利益剰余金で、資本の合計といたしまして26億7,016万6,005円であります。前年度と比較しますと、約4,300万円の増となりました。

以上が議案第57号の説明でございます。

議長 暫時休憩したいと思います。再開は13時から、第12、議案第58号、平成28年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定についてから、ご説明お願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

◇

議長 それでは、再開したいと思います。

第12、議案第58号、平成28年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定についてから、お願いしたいと思います。

公営企業参事 続きまして、議案第58号について、説明を申し上げます。

工業用水道事業会計決算書の1、2ページをお開きください。

決算報告書でございます。この報告書は、予算に対する執行実績を示したもので、予算区分に従って消費税込みの金額で表示しております。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款工業用水道事業収益で、予算額4,130万円に対して、決算額4,011万3,365円、予算額と比較して118万6,635円の減であります。

各項の決算額は、1項営業収益2,546万820円、2項営業外収益1,465万2,545円であります。

支出は、1款工業用水道事業費用で、予算額3,853万6,000円に対して、決算額3,783万1,262円、不用額70万4,738円となりました。

各項の決算額は、1項営業費用3,628万4,871円、2項営業外費用154万6,391円であります。

3ページ、4ページをお開きください。資本的収入及び支出であります。

収入は、1款資本的収入で、予算額3,090万円に対して、決算額3,111万400円、予算と比較して21万400円の増となりました。

各項の決算額は、1項企業債2,800万円、2項工事負担金311万400

円であります。

支出は、1款資本的支出の1項建設改良費で、予算額3,830万円に対して、決算額3,537万4,320円、不用額は292万5,680円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額426万3,920円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額426万3,920円で補填をいたしました。

次に、附属書類で、概要を説明申し上げますので、13ページをお開きください。

総括事項と、下段の表で、主な項目について5年間の推移をお示ししております。

本年度の給水水量は、57万7,175立米で、前年度比1.9%の減、給水収益は2,310万5,265円で、0.1%の減となりました。

建設改良事業では、昨年度までの老朽管敷設工事で使用しました仮設管の撤去工事や、工業団地内の舗装本復旧工事、新町水源地送水ポンプの更新を実施いたしました。

有収率は、工事による洗管作業の影響が残り、97.7%にとどまっております。

議案第58号資料の1ページから2ページには、工業用水道料金及び送・配水量に係る資料を添付しておりますので、後ほどご参照ください。

15ページでは、建設改良工事の契約内容を、16ページでは、業務量についてそれぞれ取りまとめております。

17ページでは、事業収入及び事業費用を取りまとめまして、下段では、給水原価及び供給単価をお示ししております。

給水原価は64円28銭、長期前受金戻入を控除した給水単価は41円25銭供給単価は40円3銭となりました。

18ページは企業債の概要をお示ししております。本年度発行額2,800万円、償還金はございませんで、年度末残高が2億6,990万円となりました。

19ページは、キャッシュフロー計算書でございます。

本年度では、1,270万3,754円増加し、期末資金残高は8,739万4,413円となりました。

20ページからは、収益費用明細書であります。1ページ、2ページの決算報告書は消費税を含んだ金額となっております。この明細書とは一致しておりません。

まず、収益は、工業用水道事業収益が3,703万1,913円、うち営業収益は2,359万965円で、主なものは、水道料金や設計検査手数料などでございます。

営業外収益は1,344万948円で、主なものは、長期前受金戻入やその他雑収益でございます。

21ページからは、費用です。

工業用水道事業費用は3,713万9,731円、うち営業費用は3,559万3,340円で、主なものは、送水及び配水費では、電気設備管理委託料や水源地動力費などがございます。

減価償却費は1,140万6,420円、営業外費用は支払利息の154万6,391円であります。

23ページからは、資本的収入及び支出の明細書でございます。

収入は、資本的収入が3,111万400円で、内訳は、工業団地仮設管撤去

工事に係る企業債及び工事負担金であります。

24ページは、支出になります。

資本的支出は、建設改良費が3,275万4,000円でございます。

25ページは、固定資産明細書、26ページは、企業債明細書、27ページは、財務諸表等に係る注記、28ページは、給与費明細書の決算状況をお示ししております。

概要につきましては、以上でございます。

次に、決算書の5ページにお戻りください。損益計算書になります。

営業収益は、給水収益から、その他営業収益までの合計2,359万965円、営業費用は、送水費及び配水費から、資産減耗費までの合計3,559万3,340円で、営業損失は、1,200万2,375円となりました。

営業外収益は、受取利息及び配当金から、雑収益までの合計1,344万948円、営業外費用は、支払利息の154万6,391円、差引の営業外利益は、1,189万4,557円、営業損失と合算しました、経常損失は、10万7,818円となりました。

特別損益はなく、前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は2,591万3,716円となりました。

次に6ページをお開きください。剰余金計算書でございます。

資本金並びに資本剰余金は、前年度と変動はございません。

利益剰余金は、当年度未処分利益剰余金を加味し、利益剰余金合計が5,717万1,109円、資本合計は、2億6,369万1,034円となりました。

次に、7ページをお開きください。剰余金処分計算書(案)であります。

当年度未処分利益剰余金2,591万3,716円については、処分して積み立てることなく、平成29年度以降に繰り越したいと考えております。

次に9ページをお開きください。貸借対照表でございます。

資産の部、固定資産は有形固定資産で、土地から建設仮勘定まで合計8億2,071万6,730円で、約1,670万円、昨年度から増加いたしました。

詳細につきましては、25ページ固定資産明細書並びに議案第58号資料の3ページから6ページをご参照ください。

流動資産は、現金預金、未収金を合わせて8,860万8,147円、資産合計は9億932万4,877円で、前年度と比較しますと2,250万円の増となっております。

次に負債の部であります。固定負債は企業債で2億6,871万2,952円、流動負債は1年以内に償還する企業債や未払金、引当金を合わせまして、708万4,304円、繰延収益は長期前受金から収益化累計額を控除した額の3億6,983万6,587円、負債合計は、6億4,563万3,843円で、前年度と比較しますと、2,270万円の増となっております。

資本の部は、資本金と資本剰余金で、合計が2億6,369万1,034円となっております。

以上で、議案第58号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第59号について、説明を申し上げます。

下水道事業会計決算書の1ページ、2ページをお開きください。

下水道事業の決算報告書になります。この報告書は、予算に対する執行実績を示したもので、予算区分に従って消費税込みの金額で表示をしております。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款下水道事業収益で、予算額11億7,820万円に対して、決算

額 1 億 8, 4 8 0 万 2, 2 3 5 円、予算額と比較しまして 6 6 0 万 2, 2 3 5 円の増であります。

各項の決算額は、1 項営業収益 3 億 3, 3 0 7 万 3, 7 8 0 円、2 項営業外収益 8 億 1, 6 0 9 万 8, 4 5 5 円、3 項特別利益 3, 5 6 3 万円でございます。

支出は、1 款下水道事業費用で、予算額 1 億 5, 1 6 0 万円に対して、決算額 1 億 4, 2 0 2 万 4 0 7 円、不用額は 9 5 7 万 9, 5 9 3 円となりました。

各項の決算額は、1 項営業費用 9 億 1, 3 6 4 万 6, 1 5 3 円、2 項営業外費用 2 億 2, 3 2 0 万 4, 3 4 1 円、3 項特別損失 5 1 6 万 9, 9 1 3 円でございます。

3 ページ、4 ページをお開きください。資本的収入及び支出になります。

収入は、1 款資本的収入で、予算額 4 億 2, 5 5 0 万円に対して、決算額 2 億 8, 7 1 7 万 5, 2 0 0 円、予算額と比較しまして 1 億 3, 8 3 2 万 4, 8 0 0 円の減となりました。

各項の決算額は、1 項企業債 5, 8 9 0 万円、2 項出資金 9, 0 8 4 万 3, 0 0 0 円、3 項補助金 4, 2 6 0 万円、4 項負担金 1, 7 2 3 万 2, 2 0 0 円、5 項基金取崩収入 7, 7 6 0 万円であります。

支出は、1 款の資本的支出で、予算額 7 億 4, 5 7 0 万円に対して、決算額 6 億 3 8 4 万 3, 9 2 8 円、翌年度への繰越額は 1 億 3, 2 6 0 万円、不用額としては 9 2 5 万 6, 0 7 2 円となっております。

各項の決算額は、1 項建設改良費 1 億 3, 2 8 8 万 7, 5 2 0 円、3 項企業債償還金 4 億 6, 6 5 4 万 4, 4 1 9 円、4 項基金積立金支出 4 4 1 万 1, 9 8 9 円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3 億 1, 6 6 6 万 8, 7 2 8 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3 8 9 万 8, 5 7 1 円、引継金 2, 9 5 1 万 8, 2 8 2 円、当年度分損益勘定留保資金 2 億 8, 3 2 5 万 1, 8 7 5 円で補填をしております。

続きまして、5 ページ、6 ページをお開きください。特例的収入及び支出でございます。

これは、平成 2 8 年 4 月 1 日から下水道事業に地方公営企業法を適用し、公営企業化するに当たりまして、平成 2 7 年度の公共下水道及び農業集落排水事業特別会計を 3 月 3 1 日で打ち切り決算したことにより発生をいたしました旧特別会計の未収金及び未払金を処理するために予算計上したものでございます。

収入は、特例的収入で、予算額 1, 0 2 3 万 4, 0 0 0 円に対して、決算額 1, 0 2 3 万 4, 5 1 0 円、内訳は農集排及び公共下水道の使用料や受益者負担金でございます。

支出は、特例的支出で、予算額 3, 5 5 6 万 1, 0 0 0 円に対して、決算額 3, 5 5 6 万 9 6 1 円で、内訳としましては業務委託料や修繕費、消費税納付金などでございます。

次に、附属書類で、決算の概要を説明申し上げます。

1 5 ページをお開きください。事業報告書になります。1 5 ページに総括事項と 1 6 ページに、主な項目についての 5 年間の推移をお示ししております。

本年度より、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図ることを目的に、公営企業会計を導入し、初めての決算を迎えました。

平成 2 8 年度末の処理状況は、汚水処理人口普及率は 1 0 0 %、水洗化率は 7 7. 3 % で昨年度と比べますと 1. 5 % の増となりました。総処理水量は 1 6 ページの表に記載しておりますとおり、2 0 4 万 7, 3 5 6 立米で、昨年度と比べ

ますと14.7%の増ということで、供用開始区域の拡大によりまして年々増加をしてきております。

主な建設改良事業は、汚水整備では福崎工業団地舗装本復旧工事を実施、雨水整備では、駅東雨水幹線工事に着手するとともに、川すそ雨水幹線工事については第2期工事区間の用地買収を完了させ、本工事に向けての準備が整いました。

長目コミュニティプラントの公共下水道への統合では、都市計画の変更を行いまして、事業認可を取得いたしました。

事業経営については、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組むための経営戦略を策定いたしました。

議案第59号の資料におきましては、1ページ、2ページに下水道使用料及び処理水量の表も添付しておりますので、後ほどご参照ください。

次の18、19ページは、建設改良工事の契約内容等を記載しております。

20ページ、21ページは保全工事について、取りまとめております。

22ページは、業務量を取りまとめております。各項目におきましては、全体と公共下水道・農業集落排水・個別排水それぞれの数値をお示しした表としております。

項目の4点目の人口ベースにおける水洗化率が77.3%、それから、接続戸数で示しました接続率は76.7%、年間総処理水量に対する年間有収水量の割合を示す有収率は95.0%となりました。

次の23ページには事業収入、それから24ページには事業費用を取りまとめております。

これらの費用から雨水処理費を除外した汚水処理原価は555円、使用料単価は148円という決算状況となりました。

25ページでは、重要契約の要旨、それから、26ページでは企業債の状況をお示しをしております。

今年度発行額5,890万円、償還額4億6,654万4,419円となりまして、年度末残高が107億8,877万3,604円となっております。

27ページは、キャッシュフロー計算書でございます。

資金の増減額は、1億3,989万4,173円の増で、期末資金残高は1億9,473万8,906円となりました。

28ページからは、収益費用の明細書でございます。1ページ、2ページの決算報告書は消費税を含んでおりますので、この明細書の数値とは一致をしております。

まず、収益では、下水道事業収益であります。11億6,143万396円、営業収益は3億970万6,296円で、主なものとしましては、下水道使用料、一般会計からの負担金などでございます。

営業外収益は8億1,609万4,100円で、主なものは一般会計負担金及び補助金、長期前受金戻入などでございます。

また、特別利益は3,563万円で、繰越欠損金解消のために一般会計から補助を受けたものでございます。

次に29ページからは、費用でございます。

下水道事業費用は11億1,594万3,460円で、うち営業費用は9億7万5,704円、主な費用は、函渠費、ポンプ場費、処理場費、浄化槽費、業務費、総係費に係るもの及び31ページの減価償却費6億9,931万9,987円などでございます。

営業外費用は、支払利息2億315万5,011円及び漏水還付等の雑支出で

ございます。

32ページからは、資本的収入及び支出の明細書になります。

まず、収入ですが、資本的収入は2億8,717万5,200円で、内訳としては、企業債、一般会計出資金、国庫補助金、受益者からの分担金・負担金、工事負担金、基金取崩収入でございます。

33ページは、支出になります。資本的支出は5億9,621万3,812円、内訳は、汚水及び雨水の管路整備に係る建設改良費及び企業債償還金、基金積立金支出でございます。

次の35ページには、固定資産の明細書、37ページから46ページには、企業債明細書、それから、47ページからは財務諸表等に係る注記、49ページには給与費明細書の決算状況をお示しをしております。

概要につきましては、以上です。

次に、決算書の7ページにお戻りください。

損益計算書になります。

営業収益は、下水道使用料からその他営業収益までの合計3億970万6,296円、営業費用は、函渠費から減価償却費までの合計9億7万5,704円で、営業損失は、5億9,036万9,408円となりました。

営業外収益は、受取利息及び配当金から、雑収益までの合計8億1,609万4,100円、営業外費用は、支払利息と雑支出を合わせて2億1,069万7,843円で、差引、営業外利益は、6億539万6,257円、経常利益としましては、1,502万6,849円という決算となっております。

特別損益を加えました当年度純利益は、4,548万6,936円で、当年度未処分利益剰余金は4,749万785円の欠損となっております。

8ページは、剰余金計算書でございます。

まず、資本金、資本剰余金は、年度内の変動はございません。

利益剰余金は、期首欠損金に当年度純利益を加えまして、4,749万785円の欠損、資本合計は、10億6,845万7,268円となりました。

次に9ページをお開きください。

欠損金処理計算書でございます。当年度末の未処理欠損金は、そのまま繰越欠損金となります。

次の11ページをお開きください。貸借対照表でございます。

資産の部固定資産は、有形固定資産で189億6,992万1,000円、無形固定資産83万6,499円、投資その他の資産は下水道事業基金で3億3,089万4,087円、流動資産は、現金預金及び未収金で、2億325万3,696円、資産合計は195億490万5,282円となっております。

12ページは負債の部になります。固定負債は企業債の102億8,612万4,105円、流動負債は、1年以内に償還する企業債や未払金、引当金、その他流動負債を合わせまして、5億4,956万2,714円、繰延収益は、長期前受金から収益化累計額を控除した額76億76万1,195円で、負債合計は184億3,644万8,014円となりました。

資本の部は、剰余金計算書のとおりでございます。資本合計は13ページになりますが、10億6,845万7,268円となりました。

以上が、平成28年度の下水道事業会計の決算内容でございます。

3議案とも、よろしくご審議賜り、認定いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

議 長 平成28年度の全会計の決算につきましては、先般、監査委員による決算審査

が行われ、その意見書が提出されております。

決算審査意見書について、監査委員の説明を求めます。

代表監査委員 それでは、私から、平成28年度福崎町決算審査意見書について、ご説明申し上げます。

意見書はお配りしておりますけれども、一般会計、特別会計、基金運用状況について1部、公営企業会計について1部、健全化判断比率及び資金不足比率について1部、合計3部提出しております。

初めに、一般会計、特別会計、基金運用状況についてでございます。その決算審査書の1ページをごらんください。

審査の実施日は、平成29年8月3日、4日、7日、8日、10日の5日間でございます。

審査の結果ですけれども、審査に付された各会計決算書等は係数は正確であると認められました。なお、事務処理はその一部については定期監査等で指摘しておりますが、おおむね良好であると認めました。また、基金の運用状況は、その設置目的に沿って運用され、係数は正確であると認められました。

続きまして、2ページ以降、決算の概要につきましては、先ほどの説明と重複しますので、割愛させていただきまして、次に意見を18ページ以降書いておりますので、まず、18ページをごらんください。

町税についてですけれども、本町においては、課税客体の正確な把握に努められ、徴収についても積極的な取り組みがなされ、徴収率は上昇しております。今後も引き続き、課税客体の正確な把握及び効率的な徴収に向けた一層の努力を期待します。

二つ目、次、19ページですね。収入未済不納欠損では、全庁的な滞納者情報を共有すること、滞納者に対する強い徴収意志を持つての業務遂行によりまして、収入未済額は減少傾向にございます。現在継続されている日々の徴収努力に加え、滞納改修に向けたさらなる取り組みを期待いたします。

次の繰出金につきましては、繰出金を受ける各会計について、費用対効果を検証しつつ事業を進めること、健全な運営に向けて一層努力することなどを要請し、法律によらない繰出金を低減させることができるよう、期待いたします。

その次、特別会計におきましては、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計は、いずれも実質収支において黒字決算となっております。なお、平成28年度から、農業集落排水事業特別会計と公共下水道事業特別会計が地方公営企業法を全部適用し、公営企業会計に移行しています。このうち国民健康保険事業につきましては、平成30年度から事業主体が県に移行することなど、大きな変更を控えております。受益者である町民に対し、理解と協力が得られるよう、広報の徹底をお願いしたいと思います。また、特別会計の健全財政を維持するため、今後とも徴収に努めるとともに、予防医療事業の推進を期待します。

続きまして、20ページをごらんください。

行政運営につきましては、第5次総合計画に基づいて、具体的な施策展開が図られておりますが、計画にあげた「めざそう値」との乖離が見られる項目もございますので、目標にもう少し柔軟性を持たせることも考えていただけたらなど考えております。総合計画に定めた目標値を達成するという気持ちを全職員で共有し、それぞれの目標が達成され、質の高い行政サービスを町民に提供できるよう、全庁一丸となって取り組まれることを期待します。

6番目、事務処理におきましては、これまでの定期監査等でも指摘しておりま

すが、一部不適切な事務処理も見受けられました。正確な事務処理の徹底をお願いいたします。

これで、一般会計のほうを終わりました、続きまして、公営企業会計でございます。その冊子の1ページをごらんください。

書いてありますとおり、審査の期間は平成29年8月8日でございます。審査の結果、審査に附された各会計の決算書等は、いずれも地方公営企業法その他関係法令に準拠して作成されており、その係数は正確で、関係諸帳簿と合致していることを確認しました。

各会計に関する意見ですが、まず、水道事業会計では、白濁現象や白華現象が発生しましたが、関係者の努力もあり、白濁現象は解消され、白華現象につきましては補修工事がほぼ完了しております。

続きまして、2ページをごらんください。

水道事業を取り巻く状況を十分に認識した上で、費用対効果を検証しつつ、コスト縮減を意識した経営を推進していただきたい。また今後とも安心・安全・安定的な水の供給に努めていただきたいと思います。

二つ目、工業用水道事業会計につきましては、今後の給水水量の動向や経営に影響を当てる受水企業の状況を注視しつつ、長期にわたって安定的な工業用水道の確保と健全な経営に努めていただきたい。

三つ目、下水道事業会計におきましては、収益率を意識しつつ、経営の効率化やコスト縮減に努め、安定的な住民サービスが継続されることを要望いたします。また、財務諸表や経営状況を積極的に開示し、下水道事業についての理解と協力を得ることに努めていただきたいと思います。

これで公営企業会計を終わりました、次に、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書でございます。この冊子の1ページをごらんください。

審査の期間は8月10日でした。

審査の結果、審査に附された健全化判断比率は法例の規定に従って適正に算定されておりました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めました。

その内容は、一つ、実質赤字比率は実質赤字が発生しなかったため、算出されませんでした。

二つ目、連結実質赤字比率は実質赤字及び資金不足が発生しなかったため、算出されませんでした。

三つ目、実質公債費比率につきましては12%ということで、早期健全化の25%を下回っております。

四つ目、将来負担比率につきましては、143.6%ということで、早期健全化基準の350%を下回っております。なお、各比率の算式については、先ほどの説明もございましたけれども、その次のページ以降をご参照ください。

これに関する意見ですけれども、実質公債費比率は0.1ポイント、将来負担比率は10.3ポイント、いずれの数値も前年より改善されています。また、いずれの指標も早期健全化基準を下回っておりまして、本町の各指標は良好であると申せます。

しかしながら、当町におきましては、現在、福崎駅周辺整備事業を継続しており、また、可燃ごみ処理施設の問題や学校施設の改修など、大規模事業の計画を、実施を計画しなければならない状況でございます。このことから、今後これらの数値の上昇が想定されます。事業実施に当たりましては、それぞれの比率を念頭に置きながら、進めていただきたい。また、今後も健全かつ長期にわたり持続可

能な財政運営を進めていただきたいと思います。

最後に、資金不足比率ですけれども、その6ページをごらんください。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計及び農業集落排水事業会計のいずれにおきましても、資金不足が生じておりませんでした。このため、資金不足比率は算出されませんでした。

以上で、審査意見についての説明を終わらせていただきます。

日程第14 議案第60号 福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第61号 福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 次に、日程第14、議案第60号、福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、及び、日程第15、議案第61号、福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第60号、福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この条例は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、略称、行政機関個人情報保護法、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、略称、番号利用法が一部改正されたことにより、福崎町個人情報保護条例の一部を改正する必要が生じたため、行うものでございます。

議案第60号資料の1ページをお開きください。

新旧対照表でございます。この第2条につきましては、用語の意義を定めておりますが、行政機関個人情報保護法で個人情報の定義を明確化する改正がございました。それと同様の改正をするものでございます。第2条第1項第2号アの改正では、個人情報に電磁的方式、いわゆるパソコン等で記録され、個人を識別できるようなもの、また、イの個人識別符号が含まれるものを個人情報とすると明確化されております。個人識別符号は、資料3ページに参考までにつけております。

同項第3号の改正は、第2項で新たに定義づけしました個人識別符号について規定するものでございます。

同項第5号の改正並びに次のページの改正については、番号利用法改正による条文のずれ等による条文整理でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第61号、福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、説明いたします。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正によりまして、福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、改正するものでございます。

平成28年1月1日から個人番号を利用して事務を行っていますが、全ての事務において個人番号は利用できず、社会保障、税、防災等の事務に限られております。また、法律に定められた事務以外でも、条例に規定すれば個人番号は利用できるとしており、この条例を平成28年1月1日から施行をしています。

今回の改正は、町独自事務をふやす改正ではなく、法律の改正により、引用条文のずれが生じたので、それを整備しようとするものでございます。

議案第 6 1 号資料の 1 ページをお開きください。

新旧対照表でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、条例第 1 条及び条例第 5 条を改正するものです。新旧対照表下段に引用条文を記載しております。

この条例は公布の日から施行をいたします。

以上、議案第 6 0 号、議案第 6 1 号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第 1 6 議案第 6 2 号 福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 1 7 議案第 6 3 号 福崎町手数料条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第 1 6、議案第 6 2 号、福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び、日程第 1 7、議案第 6 3 号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第 6 2 号、福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の一部改正及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令において、主任介護支援専門員の定義の改正等が行われました。この定義規定は、昨年、主任介護支援専門員に更新制が導入された際に、その規定が不明確であったため、再度改正となったものです。これは基本的に市町の裁量は認められず、条例中で主任介護支援専門員の定義に言及している場合には、改正が必要となります。当町はこれに該当いたします。

議案第 6 2 号資料、新旧対照表でご説明いたします。

第 1 条は、介護保険法の一部改正により、地域包括支援センターの事業評価等項目が追加され、変更となったため、第 4 項を第 5 項に改正します。

第 3 条では、先ほどご説明いたしました主任介護支援専門員の定義について、今回改正することで、更新研修を受講する時期が不明確であることや、更新研修を終了しなければ主任介護支援専門員の要件を満たさないかのように読めるといった問題を解決できるようになります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第 6 3 号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

平成 2 9 年 4 月の介護保険の総合事業開始により、介護予防給付によるサービスを利用しない要支援 1 と 2、及び、基本チェックリストで事業対象者となった方には、介護予防ケアマネジメントを行います。利用者負担については、議案第 6 3 号資料 1 ページ、参考 1、中段をごらんいただきますと、介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 3 の 2、第 1 項ロ、第 2 項ロに規定されている基準により、町が定めることができます。介護予防給付に係る介護予防計画費が保健所負担であることから、基本的には介護予防ケアマネジメント費も利用者負担はなしとしますが、住所地特例者に係る手数料の保険者への請求等が生じることから、今回、手数料条例にケアマネジメント費を追加するものです。

議案第 6 3 号資料、2 ページ、新旧対照表をごらんください。

別表、健康福祉課手数料の名称、手数料の額に、第 2 として、介護予防ケアマ

ネジメント手数料をA、B、C、3種類追加し、それぞれ1件につき4,300円と規定するものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用いたします。

以上で説明を終わります。2議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

日程第18 議案第64号 平成29年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について

議 長 日程第18、議案第64号、平成29年度福崎町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第64号について、ご説明申し上げます。

平成29年度福崎町一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,380万円を追加し、補正後の予算の総額を87億7,380万円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明させていただきますので、まず、歳出の21、22ページをお開き願ひます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、議案第64号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願ひ申し上げます。

日程第19 議案第65号 平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議 長 日程第19、議案第65号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第65号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,940万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ17億3,900万円とするものです。

補正の内容は国庫支出金等過年度返還金や、長寿社会づくりソフト事業費交付金などを補正するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明をいたします。事項別明細書の歳出11ページ、12ページをお開き願ひます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

なお、議案第65号資料に負担金等過年度清算の資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 説明の途中でございますけれども、暫時休憩したいと存じます。再開は14時15分ということをお願いしたいと思います。

◇

休憩 午後2時00分



日程第 2 0 請願第 2 号 「共謀罪」を規定する「改正組織犯罪処罰法」の廃止を求める意見書の提出を求める請願

議 長 日程第 2 0、請願第 2 号、「共謀罪」を規定する「改正組織犯罪処罰法」の廃止を求める意見書の提出をもとめる請願についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を紹介議員に求めます。

石野光市議員 請願第 2 号、「共謀罪」を規定する「改正組織犯罪処罰法」の廃止を求める意見書の提出をもとめる請願についての趣旨説明を行います。

本請願は、今年 6 月 1 5 日に成立した改正組織犯罪防止法、正式名称組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が、共謀罪を規定していることから、この法律の廃止を求める意見書の提出を請願されているものであります。

資料として、3 枚目のところに、共謀罪を規定する条文全文ということで、その法律の中の条項を紹介しております。

以下、本請願の趣旨を読み上げて、説明といたします。

請願の趣旨、安倍政権は 2 0 2 0 年の東京五輪、パラリンピックに向けたテロ対策を口実に、国民の強い反対で過去 3 度廃案となった共謀罪創設と同趣旨の法案について衆議院で強行採決したばかりか、6 月 1 5 日には参議院法務委員会での審議・採決を省略し、参議院本会議において強行採決しました。安倍政権は名称をテロ等組織犯罪準備罪と改め、適用対象や構成要件などを変更し、対象犯罪数を減らしたと説明していましたが、対象となる組織的犯罪集団の定義は曖昧で、拡大解釈が可能な上、それに当たるかどうかは捜査当局の判断に委ねられます。

構成要件に準備行為を加える点に関しても、その具体的な内容は不明確です。同法の第 6 条の 2、次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第 3 に掲げる罪を実行することになるものをいう。次項において、同じ）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を 2 人以上で計画した者は、その計画した者のいずれかにより、その計画に基づき資金または物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者はその罪を減刑し、または免除する。（以下略）との条文は、まさに 2 人以上が何事かについて相談したことをもって、計画の準備行為としての用意に該当するということにつながりかねない。広く指摘されているとおり、共謀罪の摘発を名目とする監視や会話の通信傍受やメールの閲覧など、極めて広範囲にわたって捜査権限が乱用されるおそれがあります。

2 7 7 の適用対象犯罪には、文化財保護法や著作権法、廃棄物処理法、競馬法、森林法など、テロとのかかわりが明確でないものも数多く含まれ、乱用されれば、思想の抑圧、人権侵害や市民監視の強化、運動への萎縮効果をもたらす危険性は何ら変わりません。日本は国連の主要な 1 3 本のテロ防止関連条約を締結しており、それに対応して整備した国内法や現行の刑法で十分に対応可能で、国際的な要請として、共謀罪が本当に必要か、大いに疑問であります。

共謀罪は謀議に加わるだけで処罰できる。すなわち個人の内心や思想そのものを処罰対象にしようとするもので、実際の行為や結果が生じなければ罪には問わ

れない現行刑法の基本原則に反します。

100人を超す刑法研究者が、法案反対声明を出すなど批判は広がっていました。さらに、法案審議に当たっては、金田勝年法相が法案提出後まで具体的な国会議論を避けるよう求める文書をつくらせ、報道機関に配布し、国会議員の質問権を侵害しようとしたことや、委員会の開会ごとに全会一致で決めるのが慣例の政府参考人の出席を常時可能とするよう、衆議院法務委員長の職権で多数決で強行議決したばかりか、衆議院において強行採決、参議院では法務委員会での審議・採決を省略し、採決の場全てにおいて強行採決するなど、極めて強引な国会運営が重ねられました。このことは国会における議会制民主主義を否定するものであり、看過することはできません。よって、政府に対し、下記事項について速やかに実施されるよう強く求める意見書の提出を求めます。

記

1、国民の人権、憲法の保障する思想・信条・表現の自由を損ねる改正組織犯罪処罰法を廃止すること。

以上、であります。

議員諸兄のご賛同をよろしくお願いいたします。

日程第21 請願第3号 地域建設産業の再生に関する請願について

議 長 日程第21、請願第3号、地域建設産業の再生に関する請願についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を紹介議員に求めます。

山口 純議員 地域建設産業の再生に関する請願について、趣旨を読み上げさせていただきます。

安全な国土の維持形成や、良好な生活環境を支える建設産業において、将来にわたる技能労働者の確保・育成が重要な課題となっています。

そのために、建設業の担い手確保対策等を盛り込んだ、公共工事品確法、建設業法、入契法の担い手3法改正、5年連続しての設計労務者単価の引き上げや、社会保険未加入対策など、技能労働者の処遇改善に向けた国と業界を挙げての取り組みが進められています。

しかし、技能労働者の賃金や社会保険加入の状況は、若干の改善は見られるものの、依然として他産業との差は埋まらず、若年者が未来を託す産業となり得ていない実態にあります。

建設業就業者の29歳以下の割合は若干改善されたものの、55歳以上の割合は33.9%と高く、建設業を支えてきた高齢者の大量離職が現実のものとなり、取り組みは急務です。

地域建設産業の再生と未来のために、私たちは若者の入職促進、技術、技能の継承の取り組みを進めており、とりわけ技能労働者への適正な賃金確保と労働環境の改善を目指して、以下の項目について早急に実現されるよう、請願いたします。

記

1、公共工事設計労務単価が引き上げられたことに対応し、全ての建設労働者の賃金と下請事業者の法定福利費を初め、必要な諸経費を含む契約単価が引き上がるよう、施策を一層推進すること。

2、担い手3法の具体化を進めること。町発注工事における公正な元下関係、適正な工期と労働環境、法定福利費を適切に含んだ単価と賃金の支払いを確保す

ること。

3、社会保険未加入対策の推進に当たっては、健保適用除外制度と建設国保組合を活用した厚生年金加入に留意すること。

4、町発注の工事における建設労働者の賃金実態や就労環境を把握すること。

5、公契約条例を制定し、事業者間の合意を媒介にした民事的規制により、賃金下限額以上の支払いを保証すること。

6、ダンピングを排除し、地元建設業者の公平な受注環境を整えること。

以上です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。

9月4日は議案調査のため休会といたします。

次の定例会2日目は9月5日（火）午前9時30分から再開いたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午後2時25分

議長 なお、14時30分から全議員協議会を開催しますので、議員の皆様方には第1委員会室にご参集ください。